

関東大震災における流言蜚語

佐藤健二

一 死生学のパースペクティブから

「死生の社会学」（21世紀COEプロジェクト「生命の文化・価値をめぐる死生学の構築」、二〇〇六年一〇月一四日開催）というシンポジウムに、参加したことを思い起こすところから始めた。

そのシンポジウムではコーディネーターの武川正吾氏（東京大学）の、社会学から死生学の可能性を考えるといったいう問題提起のあと、中筋由紀子氏（愛知教育大学）が現代日本の死の文化を、親密圏のなかでの死の違いに焦点をあてて比較社会学の立場から論じ、副田義也氏（元・筑波大学）は「共産主義と大量死」という刺激的なタイトルのもとでソビエト連邦時代の虐殺をとりあげ、「書かれたマルクス主義」の理想と異なる「行われたマルクス主義」の暗黒面をえぐりだした。大岡頼光氏（中京大学）はスウェーデンの匿名墓地を支えている冥福觀や追憶のありようを分析しながら、当該社会における老人介護のエートスに迫ろうとした。

三つの報告は、一見すると主題として重なりあう部分が少ないとも感じられただろうけれども、それぞれが提出してくれた論点は示唆的で面白く、私はそこで論じられた話題に刺激されて、コメントーターとして以下に述べるような三つの論点を提出した。即席の反応ではあつたが、ある意味で私自身の、そして私なりに限られた立場からの、死生学に対するパースペクティブでもあり、またここでとりあげようとする素材とも関係が深いので、あらためて簡単にふりかえっておきたい。

公／共／私の領域と作用の解説

第一のコメントとして付け加えたのは、死生の諸問題を論ずるにあたつての〈思い〉の領域と〈行い〉の領域という論点である。その双方を相互に関連づけながら、丹念に攻めていく必要があるという意味あいを込めて、この対比を提出した。一方の「思い」は、こころや気持ちのありようで、たとえば「死」の意味づけをめぐって、対象者の信念や信仰、対象集団を支えている精神の解説が焦点となる。これに対しても「行い」は、たとえば「匿名墓地に行く」とか「仏壇を拝む」とか等々、対象者の行動であり実践である。そうした身ぶりやふるまいはときに、慣習として無意識になぞられていたりするので、なぜそうするのかという意味が当事者によつて自覺的に語られるとは限らない。だからつねに、すでに忘れられた意味の存在や、潜在的機能としてのはたらきを読み解く、用意が必要となる。この両面作戦は社会学にとっては、デュルケームの社会的事実への接近方法以来、常識とすべき基本的な方法かもしれないが、今なお大切な論点であると思う。

死は、できごとすなわち「コト」として、哲学的倫理学的宗教的な主題であると同時に、じつは物質すなわち「モノ」として、その社会的存在形態が把握され、その意味が問われる側面をもつ。だから、この〈思い〉と〈行い〉という論点は、「死の物質性」という、ややずれた別の論点とも密接に関連している。それは

死が、その基本において身体の物質性を基盤とするべき」とあることに由来するだろう。しかも、死は本質的に切り縮めていけば一瞬の決定的で不可逆的なできごとのようにも見えながら、実際の社会生活においては、闘病にせよ介護にせよ、固有の困難に満たされた一定の時間とともにあらわれ、ついには悲嘆や追憶にいたる時に多くの人びとの複雑な思いと多様な行いをまきこむ、無視しがたい物質性をもつ。であればこそ、死のわれわれの文化における存在形態は、まさに「モノのように」分析され、考察されなければならない。残された身体すなわち「死体」の扱いは、もつと直接的な意味でわれわれに、死の無視できない物質性を印象づけるだろう。それは「儀礼」のような形で統制しなければならないほどに、深く痛切な感情を起こさずにはいないものであるがゆえに、さまざまな技術知の共有や、役割分業等々が要請される。弔問も埋葬も墓碑も仏壇も、そうした技術知のひとつであり、固有の〈思い〉と〈行い〉を伴つてゐる。

あまり踏み込んで論することはできないが、考古学や人類学の領域では、ネアンデルタール人の化石が大量の花粉を伴つて発掘されたことをもつて、花を供えるという行為の存在を仮定し、葬儀の意識の誕生とともに、人間と動物との区分線を見る議論もあるといふ。死の儀礼の形成は、ある意味で人間の社会や文化の発生そのものにも深くかかわる主題である。墓地や墓碑にしても、今日ではあまりに短絡的に祀り手・守り手である家族のありかたにばかり結びつけて論じられてしまうが、じつはそれは親密圏と公共圏との境界線・分割線が、ひどく単純化してしまつたがゆえの視点と論点の狭窄であることは明らかである。もし狭窄以前の状態に戻して、あらためて「墓」の意味を問うならば、〈私〉に閉じられた親密圏の論理を内破する、〈共〉や〈公〉の関係構築の原基に触れざるをえないはずだからである。近代において〈私〉の問題領域に閉じこめられていく傾向が強くなつた〈思い〉の論点を、〈行い〉が作り出す場に見え隠れする〈共〉や〈公〉の視点を媒介に、啓いていくことはできないのだろうか。

いささか唐突だが、本稿が「虐殺」の悲劇を引き起こす重要な契機となつた流言という現象をとりあげ、それが発生した近代都市の場の形態に迫ろうとしたのは、上述のような〈公〉〈共〉〈私〉が複雑に絡みあう作用を、そこに感じたからである。

「非常の死」の構造的特質

さて第二のコメントとして指摘したのは、〈非常〉の死、すなわち「常ならざる死」という論点である。これも、本稿が論じようとする流言のなかで生まれた悲劇的な死と、深く呼応するカテゴリーである。

〈非常〉の死は、〈日常〉の死ともいべき「通常の死」「普通の死」の、対極に位置するものを幅広く指す。「非業の死」という言い方とも一部分が重なつているが、このいささか仏教的な色の濃い用法は「業因業果」の観念を前提としている。それゆえ、思いがけない災難での死の無意味や不本意が強調され、理想とされていない死との意味合いが強い。しかし、私が論点を広げるコメントーターの役割として論じたかったのは、そうした強い意味づけ以前の基本に横たわる、構造的な特質の対比である。えて先取りしていうならば、そのなかで第一のコメントの背後に潜む、〈公〉〈共〉〈私〉の重層的な形態を問題にしたいと考えた。

やや単純化した言い方になるが、今日における「日常の死」は、いつか必ず親密圏の内側で起ころるべき」とであり、全体としてみればたいへん偶然的で散発的で、いわば徹底して個別的である。親密な他者の死はもちろん痛切な体験であり、当事者にとってまさに常ならざる悲しみではあるが、それをいかにしかたないものとして納得し受容するかも、主に家族や親族、近隣や会社のネットワークで行われる儀礼等に補助されながら、親密圏を中心とする内側で対処されていく。これに対して「非常の死」は、そうした個別的で儀礼的な受容からはあふれてしまふ、意味のわからなさや納得しがたさを一つの特質とする。そのやりきれない無意

味さは、不可知の偶然や確率の無情に由来するものではない。むしろ戦争や粛清や災害や飢餓による大量死に象徴されるように、制度や構造によつて規定されたといつていいような強制力を内包している。そこに「非常の死」がもつ、死生学の研究対象としての戦略性がある。

強制力を有する構造・制度の代表的なひとつが、近代社会において国民のものとなつた「戦争」である。戦争はメカニズムとしてみるならば、死をその成員に強制的に配分し受容させる制度である。「日常の死」では、親密なる他者の死の「受容」がひとつの中題であつたが、「非常の死」の代表である戦争では、親密であるかないかは問わず、他者の死の「容認」とさらには「正当化」が課題となる。あらかじめ他者の死が容認され、どこかで正当化されなければ、戦争という実践は制度として成立しない。だからこそ、ひるがえつて自らの死もまた、リスクとしてあれ仕方がないものとして受容する強制力が働く。一〇世紀の戦争において目立つ大量死は、一面では兵器技術等々の破壊力の発展の帰結でもあるが、さらに一步掘り下げて考へるならば、他者の死の強制・容認・正当化を生み出すにまで昂進した、自己中心主義 egoism あるいは自文化中心主義 ethnocentrism の問題でもある。

たとえば「人民の敵」として、「悪魔」や「異端」として、「危険分子」として、「ファシスト」として、「異常者」として……、他者がそうしたレトリックにおいて排除される実践の背後にも、他者の死の容認と正当化とが潜む。「戦争」は、その強制力とその意味のなきことがもつとも見えやすいモデルのひとつであつて、「非常の死」にはらまれているメカニズムは、灾害や飢饉や肅清や革命などにも共通する。表面的にはひどく個別的で個人的な死の極地のようにみえる孤独死も、それが人知れず多発する現代社会においては、整つていない福祉制度によつて強いたれた死であり、納得できない死であるといふ点で、「非常の死」にくくつて考へるといができるようだ。

そこで問うべきはなにか。強制された無意味あるいはニセの意味に満たされた「非常の死」を生み出す構造を描き出し、いかなる方法においてその強制力を解除し、変革しうるか。それを、対象の実態に即して描き出すことである。本稿では、関東大震災の流言のもとでもたらされた「非常の死」を素材にしたいと思つてゐるが、そこに作用してゐる構造もまたぶんこれまで論じられてきた以上に、多層的で複合的である。

他者の死に学ぶ

第三の論点として提出したのが、〈死後の世界〉への想像力である。しかし、これは宗教的な他界観念の問題ではない。むしろ徹底して、現世的なものである。生きている身体の当事者としての「私」が、いなくなつたあとの社会についての想像力という意味だからである。まさにその意味において、われわれの社会は、〈死後的世界〉への想像力を失いつつあるのではないか。

これも、墓の問題で触れたような〈私〉と〈共〉と〈公〉の問題と深くかかわっている。そこで指摘した現代社会における親密圏と公共圏との分割線の単純化とも無関係ではない。たとえば死の話題に触れて、「残された家族」という言い方はよく耳にするし、「幼子を残してさぞや心残りであつたろう」との同情もありふれた普通の表現だが、「私」自らの死後の社会とのかかわりを「家族」や「血族」という人間関係に限つてイメージしてしまうのは、想像力のありかたとして不十分であり、不自由ではないだろうか。「家」や「子孫」の観念がその一部に含まれることは否定しないが、ここで問いたい「死後の社会（世界）」とは、私の存在を欠落させながらも持続する未来への想像力のありようだからである。それは同時に私をこえた関係の広がりをいかに構想し、あるいは実感し、そこに自分の行為や存在を位置づけるかという点で、じつは社会の原基にかかる問題であり、そこには公共性の源ともいえるものがある。¹⁾

「記憶の場」という魅力的なカテゴリーのもとで、記念や追悼や顕彰そのもののなかに潜むポリティクスが盛んに論じられつつあるが、さらに社会学者が問わなければならないのは、われわれが生きている近代が、他の死から学ぶ経験が相互に交差しにくく、累積していかない社会となつた事実である。それは教育や啓蒙の仕組みづくりの政策的な問題であるという以上に、知るという実践のなかにやどる想像力の問題である。だから、われわれが生きている近代の日常を、ひとつ可能な態として見直すところからしか、始まらないだろう。これまた唐突だが、本稿が関東大震災下の流言を、異常時の奇妙な人間行動としてではなく、むしろ日常の場に潜んでいる諸要素のエスカレーション（昂進・激化）としてあらためて論ずるとともに、批判と断罪と啓蒙とに早上がりして終わらない構成を模索しているのは、それゆえである。

以下の二から四の論述は、内閣府防災が主催する災害の教訓を考える研究会での報告書に載せるために、二〇〇八年二月に提出した論考を、全体にわたつて加筆して構成しなおしたものである。もともとの研究会では、災害の流言研究の第一人者であつた廣井脩教授（東京大学学際情報学府情報学環）が関東大震災の流言を担当する予定であつたといふ。残念ながら亡くなられたために、該当部分を手伝つてもらえないかということになつた。以前に『流言蜚語』[佐藤健一 1995]という著書で、関東大震災下での流言についても概観したことがあつたので気軽に受けたが、仮説的な解釈を歴史的事実に照らしあわせて論ずるには、あらためて當時の記録や資料を加工しなおしてみると必要となつた。以下でも論ずるように、事実を押さえること自体が困難な主題であるが、できるかぎり当時の現場に寄り添いながら、痛ましい「非常の死」の前提となつた流言のメカニズムについて考えてみたいにしたい。

二 「流言」を対象化することの困難

関東大震災下での流言は、いつどこから発生し、誰を通じて、どのように伝わつていったのか。事実の基本に属する問い合わせはあるが、じつは正確に押さえるのはたいへんにむずかしい。伝達プロセスに関わった主体を丹念にたどり、時点や場所などを確定する、遡及的で広範囲にわたる調査や検証が必要だからである。そして関東大地震という災害の情報空間を満たしていた数多くの流言について、その一つ一つの伝達プロセスを徹底して究明した研究はいまのところ、部分的にせよ存在していない。

おそらく不可能であろう。单一の特定的な流言においても、発生伝達のプロセスに迫り得た研究は、「オルレアンの女性誘拐」や「豊川信用金庫取付騒ぎ」などを例外として、ほとんどないのが実情である。ましてや関東大震災の時のような、大規模で多様なバリエーションを含む流言現象のばあい、その困難は伝達経路のあいまいさがお互いに掛け合させられた、累乗的なものにならざるをえない。すでに当時を記憶しているものはほとんどおらず、あらためての調査は望むべくもない。

基本的な困難の理由の一つは、まず「流言」という現象それ 자체の、とらえにくさと記録のされにくさにある。

流言の気づきにくさ

第一に、流言は自覚されにくく、また隠蔽されやすい。
自覚されにくさとは、ある情報が流言であることが、事後的に明確になる場合が多いことにもとづく。また隠蔽されやすさとは、伝達プロセスにまぎこまれた当事者は、あとからそれが流言であるとわかつたとしても、

伝えたことの実際にはあまり触れたがらない傾向があることと深く関係している。

そもそも現場の人びとの多くは、「流言」を「流言」として明確に意識していない。それゆえ、意識的な「阻止」の観念はもちろんのこと、「伝達」という自覚も持ちにくい。とりわけ大地震は、自然災害と括られるなかでは気象現象などと異なり、そもそも何時起るのかの予測が不可能で、準備や用意の態勢がとりにくい。加えて、いつたん大きな災害として起こってしまうと、被害は面的に広い範囲に及び、地域全体が非常時の異常な緊張に包まれる。こうした環境においては、聞いたり伝えたりしている現場で「流言」と「情報」とを分けること自体が困難になる。

東京郊外での一例は、後に和辻哲郎をとりあげて考えてみたいけれども、当時京都に住んでいた土田杏村も、同時期の情報環境を次のように回想している。

此れが其の流言蜚語かと思ふ様な噂とは、震災後甚だ沢山聞いた。聞くところによると、満州辺では途方も無い大きな流言が伝へられて居たさうだ。「関東は海嘯の為めに全滅し、碓氷峠に昇つて見れば、脚下に其の森々たる海水を望む事が出来る」といふ意味の新聞号外さへ発せられたと聞いたが、其れは本当か嘘か、事によると流言の自乗かも知れない。併し我々の間にも、丸ビルが倒壊して数千の人間が圧死した噂とは、誠しやかに伝へられて居た。東京の実地を見て来ないものの中には、まだ其れを本當だと思つて居るものがある位だから、内地だからと言つて遠い満州の事を、大きな声で笑へたものでは無い。[土田杏村 1924:p.5]。

なるほど最終的には、事実と異なる情報（「誤報」「虚報」）である」とだが、流言の一つの重要な標識となる。

しかし、そうだとしても、実際の流言は事実としての情報の断片を豊富に含み込んでいる場合が多い。その複合性ゆえに、情報のどこが誤りであるのか、確証されるのは、多くの事実が収集され整理され照合された後にならざるをえない。一見かんたんそうに見える「流言」の弁別は、情報が流通している現場に時間的・空間的に近づけば近づくほど、むずかしい。

とても信じがたいことであつても、否定し説得するだけの証拠が示せないならば、不確定の情報として、もたらされた集団にそのまま留まる。それは、未確認の情報として次に伝えられ、どこか別の場所へと流れてい可能性を保つことを意味する。その現場すでに明確に否定され、棄却された情報ですら、そこから伝わつて移動した別な場所においては、評価されていない新しい新しい情報として受け止められていくこともある。その当の現場ですら、時と状況が変わるために、否定されたはずの情報が復活してまたぞろ囁かれ、今度は信憑性を増して受容されてしまうという現象もめずらしくない。

コミュニケーションプロセスにおける異常なほどの増殖・伝播は、流言を性格づけるもうひとつ的重要な標識であるが、意外なほどに活発であつた増殖や変形の事実も広範囲への流布もまた、あとになつてはじめて把握できることが多い。むしろ話されている現場においては、「皆がそう言つている」とか「他からも聞いたことがある」という状態それ自体が、その時点では伝聞を信頼してよい証しであるかのように受け止められる。そうした方向に機能してしまうことも、忘れてはなるまい。

あとから事実と異なることがわかり、流言であつたことが明らかになつても、「慌てた」とか「混乱した」という一般的な「逸話」に留まつて、なぜ混乱と誤りとが生み出され広まつたのかの分析には発展せずに終わってしまうことも、残念ながら自然な傾向であるというべきだろう。多くのばあい、「異常」であつたからという形で封じ込められてしまうのである。実際、震災直後の流言が飛び交った情報環境について、前出の

土田杏村は「僅かに二ヶ月の間隔をしか置かないのに、五年か十年の日月を経過したほどの感じ」[土田杏村 1924: p.4] があると記して、それがあまりに遠くに感じられるようになつた奇異感をふりかえり、雑誌挿絵画家の田中比左良は、その渦中において「精神は緊張の度を通り越して逆上の域に達し」ていたが、「われ人ともに突拍子もない脱線振りだつたので、思ひ出す毎に苦笑を禁じ得ない」[田中比左良 1923: p.218] ふ、まつたく他人事となつてしまつた状態を書き残している。

流言といふ現象は、社会的差別の主題が複合的に関わつてゐるため、隠蔽されがちであると考えられている。そうした要素の作用の指摘は、間違いではない。しかし事実が明らかになりにくいのは、たとえば伝達者となつた人びとの自己の責任を回避しがちな態勢にだけに由来するものではない。体験者自身にして、その情報に振り回されたことが信じられないと言つぱるの距離感をもつがゆゑに、過か去つたりふと封印してしまふ傾向が生まれがちなのである。

流言の隠ぺいとくわ

第二に、流言は押さえにくく、統制しにくく。

流言は、権力をもつて取り締まる側にも、その把握や対処において難しい問題をつきつける。そもそも単に聞いたり伝えたりした情報を、「聞いた」あるいは「伝えた」という事実それ自体において取り締まるいふは、法の技術的運用としてもむずかしい。大震災当時の取り締まりを支えた法的な枠組みとして、今日の軽犯罪にあたる比較的軽微な犯罪を取り締まる警察犯処罰令第二条第一六項（「人を誑惑せしむべき流言浮説又は虚報を為したる者」は三〇日未満の拘留又は一〇円未満の科料）がすでにあり、あらためて九月七日に出された治安維持のための緊急勅令（「人心を惑乱するの目的を以て流言浮説を為したる者」は一〇年以下の懲役もしく

は禁固二〇〇〇日以下の罰金) が「流言浮説取締令」として加えられた。

しかしながら新たに出された緊急勅令が、大地震直後に急激に増殖し過激化していくた流言を、効果的に取り締まりうるものであつたかどうかはかなり疑わしい。法文にある「目的を以て」の一語は、意図的な騒擾の行為や謀略に限定して裁くうえで重要な文言ではあるけれども、他方において「流言伝播の事実のみに拘泥せば、当時都下の住民何人が之を為さるゝものあらんや」〔警視庁 1925: p.580-581〕といわれてしまうような圧倒的な量的事実に対処し、鋭く切り込みうるものではなかつたからだ。実際に、この法は当時の情報環境においては警察による取り締まりの安心よりも、なんらかの情報を伝えようとする人ひととに「心配の種子を植ゑつける形となつた」〔土田杏村 1924: p.1〕という証言もある。「震災の範囲と程度とはまだまつたく不明と言つてよいし、肉親知己朋友の安危悉く定かならず、片言隻語の通信をでもお互ひに告げ合つて居た時に、もしその告げた話がすつかり間違つたものであつたなら、どんな係り合から流言浮説令を適用せられないものでも無い」〔同上: p.1-2〕といつよくな心配を生み出したからである。実際の取り締まりの一端を、土田は次のように書く。

翌八日の新聞は、其の流言令を適用せられたる不幸なる人々の氏名を公表した。物貰ひ三名、商店の小僧五名、荷馬車挽き二名、老婆二名。翌々九日の新聞が憎む可き流言浮説の徒として検挙せられたる人名を記すところは次の如くである。甲某、商店小僧。乙某、傭夫。乙某女、子守女。丁某、洗濯夫。翌々日十日の発表次の如し。傭夫甲某、乙某。印刷職工丙某。荷馬車挽き丁某直ちに拘留。但し拘留せられて主人の無い荷馬車と馬とが其の場でどう処置せられたかは新聞に記されて居ない。〔同上: p.2〕

そして二ヶ月後に「それにしてもあの時不幸にも其の令を適用せられたる某甲、某乙、某丙はどうなつたか。世間には今何の風評も無いのである」〔同上：p.4〕というところに落ち着いていく。新聞メディアの表面にあらわれたもので即断するのは危険だが、その取り締まりの実際の適用は、関東大震災下の流言の現象としての大きさに比して、ごく部分的で些末なものであつたらしいことがうかがわれる。

あえて先回りして論ずることになるが、流言は政治的な騒擾や私益誘導のために流される「デマ」というよりも、日常的にもくりかえされている誤解や誤読の、いわば集合的なエスカレーションである。その政治性を批判するためには、流布者・伝達者の単純な意図探しや陰謀に短絡させるのではなく、日常のなかに深く潜むものに目をこらす作業が必要となる。関東大震災の流言もまた、意図的な謀略を裁く「治安維持」の法の枠組みからはずれた、意図せざる効果や相互の誤解や誤読が重なりあつたところで、急激に成長していった。個人の意思にもとづく邪悪や犯罪を統制し裁く、近代法を前提とした行政権力が、押さえにくさや統制しにくさを抱え込まざるをえないのも、そこに由来している。

流言のたどりにくさ

第三に、流言はたどりにくく、とらえにくい。

関東大震災の流言が、東京というもつとも都市化された地域、すなわちもつとも人口が密集し、人口構成の異質性の高い地域において大きくかつ深刻な問題となつた。後に分析するように、短時間のあいだに広範囲でのその流布が観察され、見方によつては不安や差別に縁取られた民衆意識にもとづく、「同時多発」的ともとらえられるような展開を示した。

もちろん、安易に「同時多発」という解釈に落とし込んでしまうのは、考察として中途半端である。新聞の

ようなマスメディアは機能不全に陥っていたが、現実には避難民たちもまた重要な情報の伝達者であった。さらに救援者や警察や軍隊といった人の移動は、それ自体が、このような情報空間においての伝達媒体（メディア）であつたといつてよいだろう。それゆえ、情報はかなり多重に、混乱しつつも伝えられていた可能性が高い。

しかしながら都市化された空間においては、すぐに「氏名不詳」の避難民や通行人から聞いたという形で、伝達プロセスを追いかけることができない行き止まりが生み出される。そして聞く側にとって、そうした形での出所不明は実際の都市の日常的な経験と隣接しているがゆえに、情報を疑わしいものとして扱う決定的な条件とならない。このような要素もまた、大震災下の流言現象の伝達プロセスをさぐる調査研究を妨げている。

さらに調査解明や原因究明よりも、検挙取り締まりに重点が置かれたのであつた。そうした当時の現場の対応を、一方的に非難するわけにもいかない。警視庁の報告書は、「流言の出所並に其発展の経路、及び事実の内容に就きて厳密なる調査を遂げん」〔警視庁 1925: p.478〕との努力をしたとも書くが、すぐに「流言者に対する取締は流言の調査より更に急務」であるという判断に傾いていく。傷害行為や殺人などと結びついた場合には、検察が告発すべき事件となり、警察の捜査の対象となるため、誰がどのように関わったのかのプロセスが明らかになる可能性もまたあるのだが、こうした資料が調書レベルの具体的な記述として、公開されて利用できるケースは少ない。また、これらが流言と深く関わっていたばあいは、しばしば不特定多数が関わる集合的な事件となり、犯罪捜査として犯人が確定できないケースが生まれるなど、近代法における裁断では難しい特質を抱え込む。『大正大震火災誌』〔警視庁 1925〕の記載は、裁くべき犯罪と結びついたレベルでも、そこに関わっていたはずの主体を調査することができずに、事実の収集を十分には組織できなかつた状況の証言として読むことが可能だろう。

観測記録装置としての官僚制

関東大震災下の流言研究もまた、上述のような基本的な困難を抱え込んでいる。とはいものの、すでに触れているとおり体験者に対するあらためての調査などはすでに不可能であり、残された資料から流言の実態に迫る以外の方法はない。その際、官僚組織としての警察が残した記録は、手がかりとしての一定の有効性をもつ。各地域に配置された警察署という機構が、その連絡や報告のネットワークを通じて、混乱した中ではもつとも広範囲に及ぶ情報を集約し記録しえたからである。

以下の考察において、主として一九二五年七月に刊行された警視庁編『大正大震火災誌』[警視庁 1925]を使い、その全体をひとつの社会的な記録として、突き放して利用しようとするのは、そうした判断にもとづく。いうまでもなくこの選択は、この資料の情報がもつとも信頼できるということを含意しない。またその記載の正しさを、一般的な前提とするものでもない。いわば個々の観測点である警察署のそれぞれが、流言や虐殺に対する態度の点で無視できない違いをも抱え込んでいたと思われる点は、捨象できない。こうした個別性が作用しているかもしれない可能性は、方法的な特質のひとつとして視野に入れ、必要であれば具体的な偏りとして考慮されるべきである。

他方で、こうした不均質な個別性が混じっているかもしれないがゆえに、資料を信頼できないと一方的に排除するのも偏狭である。報告義務の様式などの点で警察の手になる記録は、官僚組織としての一定のフォーマットの共通性を有していたであろうとの仮定は、それほど不合理なものではない。であればこそ、個人の体験とは異なる、社会の記録として一定の手がかりとなりうる。その点では警視庁編『大正大震火災誌』は、読み込んで積極的に利用する価値のある資料だと考える。

三 警察に集約された記録からみる流言の実態

資料はただ該当箇所を単独に引用するだけでなく、必要なれば順序を変え、表形式に整理したり、見え方をコントロールして、その全体を直感的にわかりやすく、かつ相互関係を見つめやすくなることが望ましい。そうした加工は、それ 자체が分析を構成する研究過程である。関東大震災下の流言の実態を概観するために、いくつかの資料表を作成してみた。

表1は、「大正大震火災誌」の「概説」が言及している「流言の大要」を表にリスト化したものである。原資料は、わかるかぎりではあるが時刻に言及している。これは警察署の事案発生の時刻を明示する報告様式を前提として、初めて可能になったものであろう。「戒厳令に関する研究」[1941] や警視庁警備部 [1962] など多くの研究が、この記録をもとに流言の拡大を概観している。

しかし残念なことに、この資料は個々の流言の発生が観察された地域の情報を欠落させていて、その結果、東京全体が一つの均質な情報空間であつたかのような理解を生み出しかねない。現実には、流言は比較的狭い範囲での地域社会や、その生活の場に作用している具体的で個別的なコンテキストと深く結びついて立ちあらわれる。それゆえ、位置情報をまったく欠落させた、もともとの「概説」のまとめ方は、流言研究の素材としては不十分なものだったといわざるをえない。

そこで、同じ書物に載せられている警察署単位での活動報告の「流言の取締」の記載に戻り、それらを整理して、あらためて表2を作成してみた。つまり表2-1は、その構成の原則は表1と重なるものであるが、管轄警察署単位の地域の情報を入れ、発生認知の時系列に並べかえたものである。性格をはつきりとさせるために時刻が明示されているもののみに限定し、日付しかわからないものや、「夕」や「未明」あるいは「午後」

とあるものは、別な表2-2にまとめた。ただし個別署の記載で時刻が漏れていても、表1に記載されている内容と対応させることができるものについては、その情報を補つて該当の時刻に配置してある。

もうひとつ『大正大震火災誌』がまとめた「災害時 下殺傷事犯調査表」もまた、エスカレーションの実態を示す重要な資料となりうると思う。この記録も、警察署からの報告をそのまま並べただけの原記載を、あらためて発生認知の時点の時系列の表に作りなおした。原記載は、警察という官僚制のなかでの記載原則にそつた、どちらかといえば無自覚なものだが、われわれが鳥瞰して描き出そうとしているのは、流言を包含する情報空間の全体の動きなので、時間軸を明確にした整理は対象化の方法としても重要である。それが表3である。

この二種類の表データをもとに、関東大震火災における流言の実態を概観してみよう。

流言の発生と終熄

まず流言の発生と終熄について、考えてみたい。

流言はいつ発生したのか。これまでの多くの研究が、一日の午後一時頃にすでに流言が起つたとしている。これは表1とともに、「概説」の「流言蜚語の初めて管内に流布せられしは、九月一日午後一時頃なりしもの如く」[警視庁 1925: p.445]との記述を踏まえたものであろう。ただ個別警察署報告でみると、この午後一時に対応するものがどれだけかは明らかでなく、どの地域で最初の発生が認知されたのかがわからない。個別署の報告では、日本橋区の久松警察署の一四時頃に管内で起つたという報告がもつとも早いからである。そうした点で、『大正大震火災誌』の記載のうえでは若干の不整合が存在しているといわざるえないが、いずれにせよ午前一一時五八分の最初の直撃のあと、一時間から二時間足らずの間に流言が発生していることに

なる。

しかし一日の午後の段階は、状況としてそれほど切迫したものではなかつたと考えられる。というのも、一日一六時の事例に関して、渋谷署は「署員をして偵察せしめ全く其憂なきを確めたれば民衆に諭して漸く其意を安んぜしむを得たり」[警視庁 1925: p.1284]と書き、一八時の愛宕署の場合も、警視庁の命もあつて「制・私服の警戒隊員を挙げて、芝園橋・芝公園其他の要所を警戒」したものの、「遂に事無きを以て、同七時之を解除せり」[同上: p.1000]と結んでいるからである。すなわち、一日の日暮れ前の段階では、警察は流言の発生を認知しながら、特に警備を継続する必要のある危険とはといえいなかつたのである。

そのあたりの状況を補足するために、各警察署が何時に、その管内で流言の発生を認知したかをあらためて一覧表にしたのが、表4である。ここでは一日の内に、八つの警察署管内で流言の発生が認知されていることがわかる。二日の午前中に七つの警察署管内が加わり、午後になると二八の警察署管内に広がつた。しかしながら、流言の発生や取り締まりについて個別署の記述では触れていない一二の警察署管内でも、表3と付き合わせてみると浅草区の日本堤警察署や東京水上警察署のように殺傷事犯が検挙され、その「事実概要」からは流言の存在が想定されるものもある。また、谷中警察署からの報告もないが、『関東大震災の治安回顧』には、治安維持令違反者一名の流言についての谷中警察署長による報告が載せられていて、ここで記載がなかつた一二の警察署管内では流言がなかつたとも、認知されていなかつたとも、一概には言いにくいような資料間の矛盾、あるいは欠落がある。

次に、流言はいつ「終熄」したのだろうか。

報告書は「漸く平静に帰するを得たり」「数日にして鎮撫の功を奏したり」「人心漸く安定するを得たり」

「其の声を潜むるに至れり」「其跡を絶ちたり」「日ならずして鎮静せり」等々のことばで、各警察署が流言を統制したことと語っている。この表現の文体の微妙な一致も、警察という組織の性格によるのであろう。多くは時期についてあまり明確に記してはいないものの、五日前後からしばらくの間に平穏に戻つたと書くものが目立つ（大森、神田錦町、中野、日暮里、八王子、愛宕、三田、月島、赤坂青山、府中、巢鴨など）。他方、「九月中旬」（向島、戸塚、渋谷）「十月」（世田谷）「十月初旬」（麹町）などという形で記しているケースもあり、一部では一ヶ月以上の間、消えては生まれていた可能性は高い。

ひるがえつて表1をみると、「記載それ 자체が四日の段階で終わつており、また三日や四日の事例として挙げられているものはたしかに少数となつてゐる。これも、同じ話題がくりかえしもたらされても、あらためては記さないなどの、いわば感度の変化があつたかもしれない。この表だけを見ると五日以降には流言が終熄したのだろうという印象を与えるがねない。しかし表2の個別署の記述からだけでも、三日四日に入つてからかなりの流言が記録されている。また五日以降も一日あたりまでは警察署としても流言を認知し、それに対応していくことがわかる。さらに『関東大震災の治安回顧』には、九月一五日にいたつて流言のために治安維持令違反で谷中署に検挙された者の報告要旨が載せられており、また地方新聞の記事などを見ても、九月五日段階で流言の一般的な「終熄」が論じられないことは明らかである。

警視庁の概説的な記述が、四日で記載を終えているのは、「三日以来、自警団の取り締まりを励行し」（早稲田、月島、大塚）というような記載に対応する警視庁の個別署宛命令が一日の段階で出されたこと、また内閣告諭が五日に発せられ、さらに流言取り締まりの法令すなわち緊急勅令が七日に出されたということを、担当者として意識したものであろう。現実には、一部の警察署報告が触れているように、一〇月頃になつてからようやく、エドガール・モランが『オルレアンのうわさ』で言うところの「潜伏期」のような不活発な状態に

入ったとどうえるべきではないか。

流言はどのように流れてきたか

次に、流言増殖のピークは、いつだつたのか。

記録全体からは、二日の午後から夜をまたいで三日の明け方にかけてであつたことが浮かびあがる。表1、表2ともに、その間に場所や人数、襲撃方法などの項目を変えた同工異曲の流言が飛び交い、かなり広い範囲で混乱が広がつてありさまでうかがえる。この点は、震災後の雑誌等々に載つた、さまざまな体験談の記述などとも符合する部分がある。

それでは流言伝播の経路として、どのような見方が出されているか。

警視庁の『大正大震火災誌』は、あまり伝播経路を明確に論じていない。すこし踏み込んでいるのは、「戒厳司令部詳報第三卷」[田崎公司・坂本昇 1997] の「付録（変災当初に発生したる流言輩語に就て）」である。ここでは、流言を

- イ. 江東方面に属するもの
- ロ. 東京西部に属するもの
- ハ. 市内一般に属するもの

の三種に分類して、その「出所原因」について考察するとともに、「要するに江東方面及横浜方面の分は全く独立したる流言と見做すことを得べく、東京西部のものは横浜方面より流布せられたるものと解するを得。而して市内一般に属するものは両者の侵入と、一部警察官の独断的の好意的宣伝とに原因するものと認めらる」[田崎公司・坂本昇 1997: p.159] と論じている。

吉河光貞は『関東大震災の治安回顧』において、こうした先行する資料での考察を踏まえつつ、東京市内における流言伝播の経路を

- (1) 江東方面に属するもの
- (2) 小石川、牛込方面に属するもの
- (3) 市内西部に属するもの
- (4) 市内一般に属するもの

の四つの系統に分けることができるとしたうえで、「震災勃発の当夜横浜市内の一角から発生した流言が、主流となつて伝播し、忽ち東京市内に波及して同市内各地に於ける流言の支流を統合し、怒濤の如き奔流となつて千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城各県下へ拡大するに至つたのである。斯かる意味に於て、横浜市内は流言発生の根源地なりと謂ふことが出来る」[吉河光貞 1949: p.25] とまとめている。あらためて「小石川、牛込方面に属するもの」を立てた理由は、横浜での流言の種となつた立憲労働党（山口正憲）の本部が「」にあり、そこに使者がもたらした情報を重視したからである。その点からも、横浜からの伝播を重視した解釈である。

私は後述するように、単純な伝播論的な把握だけで、この流言現象を理解するのは不十分であると考える。しかしながら、たしかに「北東」すなわち「江東方面」と、「南西」すなわち「東京西部方面」とにおいて流言が拡大していた事実は、資料の再整理からも観察である。

表3に挙げられている殺傷事犯の一覧は、殺人や傷害事件にまで激化したという点で、表1や表2が映し出している流言空間のなかでも、もつとも痛ましい結果に結びついてしまった事例の集成と考えができる。他方でこの記録は、元となつた「調書」の性格からもちこされたものであろう、場所や時刻について他よりも詳しい情報を有しているので、伝播や増殖に関するやや踏み込んだ解釈を可能にする。そこから推測すると、

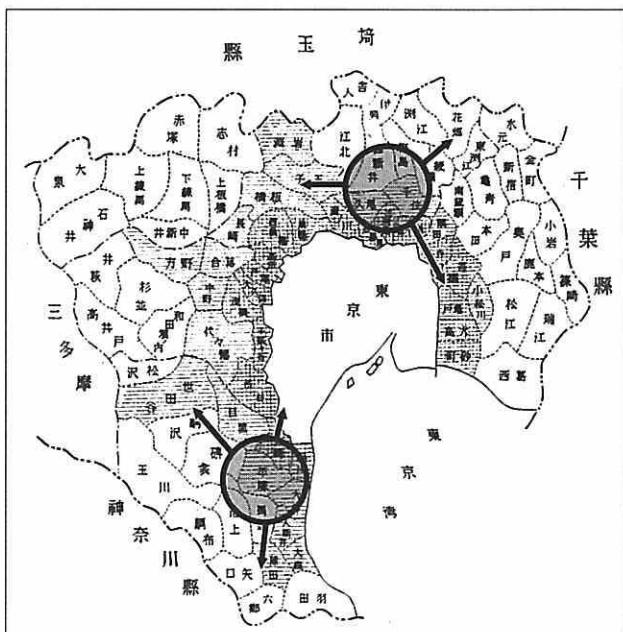


図1 北東と南西でのエスカレーション

流言の増殖とそのエスカレーション（昂進もしくは激化）が、東京市の中心部に広がる被災焼失地からみて、図1に示すように「北東」と「南西」の方向で起きていた事実が浮かびあがつてくる。

北東とは、千住から寺島町、吾嬬町あたりを指す。表3の最初に挙げられている、九月二日の午前九時の「殺人強盗窃盜詐欺」は、王子警察署が報告している次の事件と対応するものであろう。それによると「尾久町方面に於ける土工親分二十名の如きは、二日以来南足立郡江北村西新井村の農家十四戸より食料品を強奪せるを始め、或は、掠奪・窃盜を為し、或は物資配給所を襲撃し、或は殺人を為す等、純然たる暴徒なりしを以て、翌三日直に之を検挙」〔警視庁 1925. p.1300〕とある。この比較的早い段階で実際に起つた犯罪行動の風聞や断片的な知識が、東京の北東部で二日夕刻から夜にかけて、数多く起つた「不逞鮮人襲来」の流言の下敷きの一つとして作用した可能性は考えられる。

南西とは、表3でみると九月二日一七時頃からの大崎町や平塚村での数件の暴行事件に現れてくるもので、

図2 殺傷事犯の犯行時刻

日 時	2日		3日			4日			5日			計
	05-	17-	00-	05-	17-	00-	05-	17-	00-	05-	17-	
発生件数	2	22	6	15	14	3	7	3	0	1	1	74
			24		35			13			2	
夜 間			28			17			3		1	49
昼 間	2			15			7			1		25

池上村や南品川や大井町の「路上」での傷害や殺人事件も、同じ方向で生まれた流言空間に属しているように思われる。これは、北東部とは違い、被害の大きかつた横浜からの避難民などの現実的な媒体の存在が考えられる。表2を合させてみると、すでに一四時から一四時三〇分頃には、品川署管内で横浜の「放火」や東京に向かう「襲撃」のさまざまなバージョンが語られている。これら的情報が漂うなかで日が暮れていつて夜となり、周辺地域での不安がさらにはまつていったという解釈もできよう。

流言の時間

表3の殺傷事件にまでいたったケースの記録をすこし加工して、日中（〇五時から一七時前まで）と夜間（一七時から〇五時前まで）とに分けて数を数えてみたのが図2である。

すると、やはり夜間における殺傷事件の発生が、日中の時間のほぼ二倍となつてゐる。避難生活をしている人びとにとっても、夜は不安が増幅する時間であつたと思われる。

表3の九月二日の夕方近くに、大崎署管内でいくつかの事件が認知され、場所として平塚村の路上での傷害・殺人未遂事件が、四件ほど挙げられていることに触れた。すでに紹介した田中比左良はこの平塚村の住人であり、『主婦之友』に寄せた「竹槍わわぎ」[田中比左良 1923] は短い文章だが、そのあたり

を満たしていた雰囲気の証言として読むことがわかる。以下紹介しておこう。

「それは九月一日の日暮前の出来事」であったところ、「怡度その日は兄が不在で、私は町に出て、米麦味噌醤油缶詰その他当分困らないだけの兵糧を買ひ込んで来て、縁側へそれをおろし、ホッと一息ついた時である。矢庭に警鐘が乱打されだした。」みな慌ててゐためいで、露地に駆け込んで来て、口々に暴徒がそこまで来ている、みな逃げろと叫んでいる。「いまにも露地の角へ血刀ひつ提げた暴徒が現れさうです。併しまだ半信半疑の心持でると、今度はパチパチ銃声が聞えだした。警鐘を無茶苦茶に叩きだした。もはや疑ひの余地が無くなつた。」

そこで田中は、女たちに今買つてきただばかりの食料を持たせて、品川方面へ逃がしておいて、自分はとりあえず留まつてらぬい、男は逃げるなど方々で連呼している。内心逃げたかつたが、敵に背を見せるともキマリも悪いとの男の虚榮心も混じつて、田中は意を決して踏みとどまり、附近の草原に集合した。

先づお尻をからげた。手拭で鉢巻をした。一間半程の竹槍を急造した。またたく間に百姓一揆ができるました。百姓一揆ならまだしも何れを見ても白面細骨の腰弁一揆だから甚だ以て頼り少い。併し指揮者だけは本職で附近に住む休職陸軍少佐の老いぼれ爺さんであるが昔取つた杵柄で鷹揚迫らない態度で、人々に土魂を注ぎ込んでゐたところは一寸感服した。併し総勢三十騎足らずである。附近の戸数に較べて、んな筈はない」とよく調べてみると独身の者が、でなければ所謂お調子者が多かつた。なんにしても我々の一隊は、いの部落の最前線に当るので、正直なところ身の中がうすら寒かった。〔田中比左良 1923:

けつきよく、斥候のさまわまな報告に緊張したり安心したり、警官の自動車や軍隊の出動に元気を出して、口数が増えたりしていった、ところ。

興味深いのは、日暮れ時の流言の噂に始まつた、「一日の夜の不気味な心象風景である。

「日は暮れた。電灯なしのまへくら闇である。ただ東の空のみは今尚ほ炎々と焦げてゐるので、その赤い光が人びとの類や竹槍を照らして、時刻が進むにつれて空氣は陰惨を増して行く」との感想を田中は残している〔田中比左良 1923: p.218-219〕。だだ暗いだけの夜ではなく、東京がまだ燃え続け、その炎の明かるさが遠くに見えていた不安な夜であつたことを、考慮に入れられてよい。

同じ夜についで、わへと都心に近い、しかし郊外の千駄ヶ谷に住んでいた和辻哲郎は、次のように書く。

東方の火焰は漸次鎮静し始め、十一時頃には空の赤さがよほどあせて行つた。漸くその頃に、延焼の怖れはもうなかへんと思ひ出したのである。しかし煙はまだ依然として立つのまゝでゐる。全然安心したのは、火の色がいいじめ見えなくなつた暁方の四時頃である。〔和辻哲郎 1923: p.201-202〕

身内に品川へ逃げろと指示した田中が、その身内を迎えていつた日時は明記されていないが、記載の内容を追つていいくと、その日の夜ではなかつたはずである。ひょつとすると七日の治安維持令が出されてからだつたかもしけない。「その夜私は嫂達を迎ひに品川に行つたが、途中到るといろ竹槍党に誰何されて、命からがら戻つて来ました。品川はまた平塚村以上の騒ぎ」だつたと書いている。後に触れるように、この暗いなかでの「誰何」（呼び止めて名前や身元を確かめること）ところ実践が、また呼び止める側、呼び止められる側を問わず、不安を暴走させ、相互の誤解を増幅させていつたのである。

四 流言の増殖と昂進のメカニズム

すでに述べているように、この流言現象の全体の特徴は、特定の主体が発した一つの情報が、特定しうる伝達経路を通じて波のように伝播していくたどりよりは、複数あるいは多数の主体が絡みあい、情報が乱反射しつつ拡大し、一部では統制がとれないほどに過激化したとらえるのが正確である。

資料とした警視庁の報告書『大正大震火災誌』自体は、110世紀初頭に日本に輸入された群衆論のパラダイムを下敷きに、非合理かつ異常な事態における、いわゆる「心理的群衆」の「衝動性」「被誘性」「軽信性」等々の観点から流言をとらえた〔警視庁編 1925: p.442-480〕。しかしながら、今日の流言研究から考えると、この理解の方向は不十分であると言わねええない。その後の研究の展開は、情報の特質としての「あいまいさ」の果たす役割を掘り下げて、「単純化」「平均化」「強調」等々の連鎖的変形におけるルールを見つけ出し（〔オルボート 1952〕など）、あるいは「集合的な問題解決」の主体的な努力において生まれた、意味づけの暴走とやめこなぐメカニズムにおいて、流言の生成と展開のプロセスをとらえてくる（〔シグタリ 1985〕など）。情報という」とばは、今日ではあらゆる事柄に対する知識内容を包括する、じつに一般的な名詞になつてしまつた。しかしながらその原義は、判断を下したり行動を起こしたりするときに、その決定を左右するような、状況に関する重要な知識のこととを指した〔佐藤健二 2001: p.46-50〕。震災では、災害状況下で避難といった差し迫った切実な問題状況に置かれた主体にとって、生存・生活の維持において重要な便宜や状況に関する知識が、後者の意味での意志決定を左右する「情報」として求められたのである。流言現象は、單なる誤報と誤謬

の衝動的で受動的な蔓延ではなく、一面において迫り来る状況に前向きに取り組む、そうした積極的な主体性の表出だったものである。

情報の「空白」

流言増殖のメカニズムを考えるばあい、第一に踏まえられるべきは、人びとにとって情報の不足あるいは欠乏と感じられる事態が生み出されたことである。

よく知られているように日刊の大新聞社一七社の内、倒壊を免れたのは東京日々新聞・報知新聞・都新聞の三社のみであつたが、残つた社にしても翌日に贋写版などで形式的な号外をわずかに出し始めたに過ぎず、四日に頒布が再開されるまでのほぼ三日間は新聞の空白状態であった。電話もまた、業務を中心ではあつたけれども普及していたものが、突然に通じなくなる。情報の欠乏が不安に結びついていくにあたり、日常的な情報享受を支えていた枠組みが、突然に破壊された点は大きい。そして、その枠組みそれ自身の力は必ずしも意識されていたものではなかつた。すなわち毎日の習慣となりつつあった新聞が読めなくなり、電話が通じないという事態は、それ自体が「異常」を印象づけ、「非常時」の意識を際だせるメッセージであつたことを見落としてはならない。マクルーハン流に言えば、「メディア」の存在形態それ自身が「メッセージ」なのである。

その点では、たとえばメガホンや貼り紙など、代替する別な手段で正しい情報を伝え、与えさえすれば十分であると、単純に置き換えることができない。流言の基底にある不安について考えるならば、日常的な枠組みそれ 자체が揺るがされ、失われたということそのものが生み出してしまつた意味づけの影響を無視するわけにはいかないからである。

さらに、旧町内のつきあいや情報の共有を保つ地域もないわけではなかつたが、首都東京は一般に流入者を

多く抱え、さまざまの場所に通勤階級のいわゆる住宅地を広げつつあつた。大都市の多くの場所において、近隣のつきあいが希薄なものになつていて傾向は否めない。それは近隣ネットワークを通じての情報伝達があまり重要ではなく、頼られていない日常を意味する。震災による情報途絶のもとで、この衰弱した伝達回路が再び活性化した。しかし、その性格はすでに、都市社会の根本において変化していたといわざるをえない。

牛込区南町に住んでいた穂積重遠は、震災前の地域において人間関係がいかに希薄なものであつたかを、次のように語つている。

八五戸ほどの小さな町であつて、住民は割合に変動が少く、随分と古くから引き継ぎ住んで居る人が多いのだが、扱て同町内の交際といふ様な事は殆ど絶対になかつたのである。商家の多い町ではこんなことはなからうと思ふが、何しろ私の町には商家といつたら米屋さんと洗濯家さんが一軒づつあるだけで、他は所謂勤め人が多いのであるから、各家の主人は早出晚帰、家は謂はば各人の寝室に過ぎない様な次第であった。それ故『向三軒両隣』の交渉のないのは勿論、ことによると隣人の名さへ知らない様な有様、朝夕に街頭で出会つても御辞儀一つするではない、第一町内の人か否かの見分けが附かなかつたのである。〔穂積重遠 1924: p.4〕

流言とともに治安問題化した「自警団」が、単純な集団主義の現れや共同体的結合などではなく、穂積が指摘しているような、見知らぬ者たちの集合という群衆論的な構造を、その基底にもつてゐることは見落としてはならない。先に言及した、中心被災地の「北東」（千住、江東方面）と「南西」（品川、大崎方面）に現れた二つの流言空間にしても、都市のスプロール的な拡大によつて異質性を抱え込んだ地域という点で共通してい

る。すなわち、いわば「群衆」化しやすい要素をもつっていたのである。「北東」に関しては、中国人・朝鮮人労働者の増加を受け止めた地域であり、また「南西」の大崎町や平塚町は第一次大戦中に工場が多く設立され人口が急増した地域でもあつた。

情報の分断もしくは断片化

そこにも関連するが第二に、上述のような情報の「不足」「欠乏」「空白」状態は、何の知識も書かれていない「白紙」状態ではなかつた。矛盾する知識が散りばめられた情報空間であり、思いこみや先入観や固定観念までもがすでに書き込まれていて、いわゆる白紙とはほど遠い。むしろ無秩序といつていよいよ的な特質をもつ。流言はまさしく、その書き込まれた情報の無秩序さを素材に、立ち上がりていく。

図3（『大正大震火災誌』の口絵一九「各種の宣伝札」）に掲げられているような、警視庁や戒厳司令部から幾度となく出されたビラなどもまた、この断片的で統合されていない情報空間の活性化に力を貸した。流言の統制に関わる指示や、掲示され散布された警視庁その他からのメッセージをまとめたのが、表5である。これにもまた、後に触れるように流言の統制に一定の力を發揮したともいえる反面、それ自体が流言を生み出す、いわば「種火」ともなつた。もうすこし後の段階であるが、土田杏村が回想しているように、外地を含む各地で発行された諸新聞の号外もまた、同じように流言を生み出す素材となつたのである。

三日になつてから東京に親類や友人の安否を確かめようと出かけた和辻哲郎の「地異印象記」に、「辻々のはり札で軍艦四十隻が大阪から五十万石の米を積んで急航する、いふ風な報知をよむと全身に嬉しさの身ぶるひが走つた。しかしきういふ気持の間にも自分の胸を最も激しく、また執拗に煮え返らせたのは同胞の不幸を目指す放火者の噂であつた」〔和辻哲郎 1923: p.202-203〕とある。前半の「はり札」は、多少内容のズレはある。

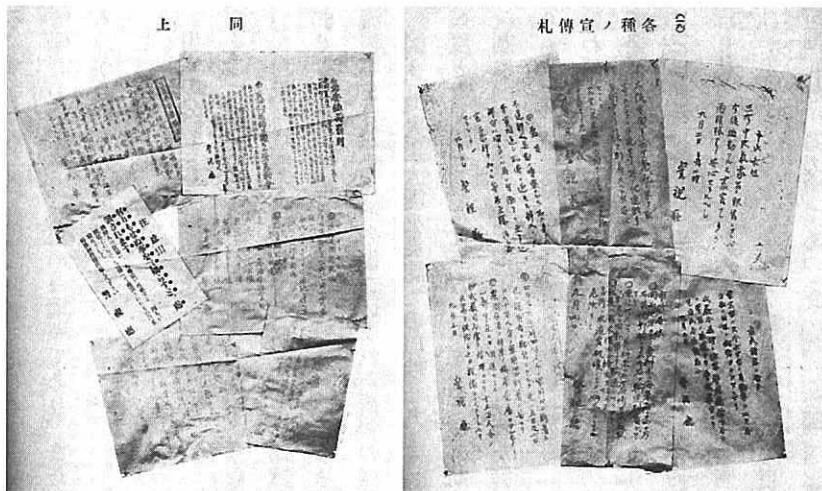
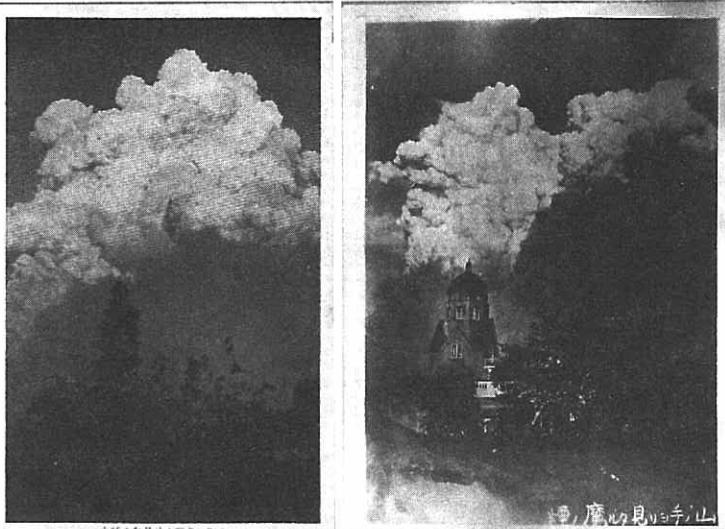


図3 「大正大震火災誌」に載せられた配布ビラ類

るけれども、警視庁宣伝隊が配つたものであろう。しかし、この「嬉しさの身ぶるひ」と、後段の噂に対する激しく煮えかえつた思いとが、他の多くの被災住民においても隣接していたのではないだろうか。不法行為や無法なふるまいへの義憤もまた、激しい身ぶるいのような身体性を帶びたものであつたと考えると、表うの九月二日の警視庁各署宛命令の「現に淀橋、大塚等に於て検挙したる向きあり」との言明や、九月三日の民衆に配られた宣伝文の「多くは事実相違し」のあいまいな一節などを、全否定ではないのだからそうした事実もある、と読む不安と融合していくことも理解できる。

この情報空間には、断片的で一時的で無秩序な知識が、絶えず書き込まれている。その一例としてもうひとつ、同じ和辻のエッセーにおいて、震災時に現れた「雲」をめぐる解釈の変化を挙げておきたい。写真や絵はがき（図4-1、2、3）にも残されている雲は、たしかに人びとの目をひく異様なものであつたらしい。その解釈が見知らない他者から与えられ、一時信じられ、さらに次の解釈が別な見知らない人物からもたらされ、揺れ動く



火屋みた見りよ郡番三井邸

山ノ魔ノ見リヨシ

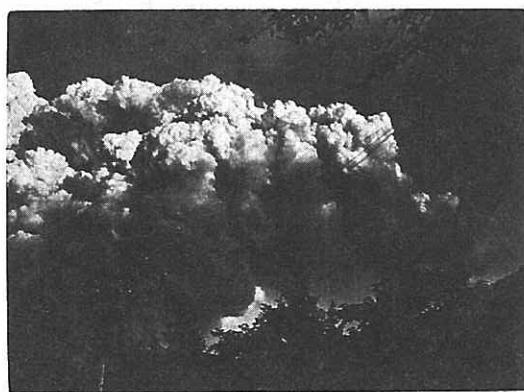


図4-1(右上) 絵はがき「山ノ手ヨリ見タル魔ノ煙」

図4-2(左上) 絵はがき「番町三井邸より見たる猛火」

図4-3(下) 絵はがき(キャプションなし)

ありさまで和辻のエッセーに記録されているのが興味深い。簡単にたどつてみよう。

和辻は最初の大きな揺れのあと、ともかく家族と庭に出て避難し、野宿を覚悟し始めた三度目くらいの余震の頃、「印袢纏の職人風の男」から「大島爆発の噂」を聞く。「その男に注意されて見ると、南の方に真っ白な入道雲が一際高くムクムクと持ちあがり、それが北東の方に流れて、もう真東の方までちょうど山脈のよう続いてゐる。真蒼な空に対照してこの白く輝く雲の峰はいかにも美しかつた。」和辻は最初の振動から一五分も経つていないとthoughtしていたので、この短い間に大島の噴煙が東京に来るのは不思議だとも思つたけれど、「その時には他にこの雲に対する説明の仕方が思ひつけなかつた」ことがあつて、なるほどさきほどの爆発音も大島の噴火だつたのかと考え、一応の納得をする。

ところが「多分二時過であつたかと思ふ、千駄ヶ谷から東北方に当つて更に一層大きい入道雲が現はれた。我々はそれをも爆煙と考へることはできないので、多分それは普通の夕立雲であらうと噂し合つた。やがてその雲の中から雷鳴かとも思はれる轟音が聞こえてくる。」地震が怖くて家に入れないのに、夕立に見舞われてはかなわないなと思つて見ていると、「一向に動かない。音も雷鳴にしてはうねりが小さく、大島の噴煙だと言われたものと同じようにも見える。」自分はまた様子を探りに通りに通りの方へ出た。そこで誰に聞いたか忘れたが、南の方のは日黒の火薬庫の爆発の煙であり、東北の方のは砲兵工廠の爆発の煙であるといふ説明を聞いた。後日になつてこの両者の爆発はいづれも嘘であると解つたが、この時には日黒の火薬庫の爆発をいきなり信じた。それは大島の爆発よりもよほど合理的に思へた。雲に気づいた後から爆音を聞いたようにも思い、多少腑に落ちないところもあつたが、「一時間位はこの説明に満足してゐた」という。

三時か四時半頃になつて、「自分は鉄道の踏切へ出掛けて行つて、東京の方からぞろぞろ帰つて来る人に火事の様子を聞かうとした。」そこで踏切番の老人から、神田や日比谷の大火灾、日本橋や浅草、本郷、麹町が燃

えていることを聞く。そして「あの雲は火事の煙であると。自分が大火に愕然としたのはこの時である。なるほどあの入道雲は火事の煙かも知れない。これは容易ならざる大火である。」しかし、その時はまだ、この火事が堀をも飛び越え、不燃性の建物をも焼きつくす猛烈なものであることまでは、想像していなかつたと書く。「夕方には南方の大きい入道雲が何時の間にか消えて、北東の高い入道雲がやや東方に移りつつます大きくなつた。さうして日が傾くと共に雲の根が赤くなり始めた。」夜まで空にそびえ立ち、どこからも見えた雲は、和辻個人のなかでも刻々と解釈を変えた。同じ雲を見上げていた、東京各地の多くの人びとのなかでも、「噴火」「爆発」「放火」等々の説明を根拠づけるものとして言及され続けただろう。和辻自身は「南に高く現はれた入道雲が何であつたのかは、その後いろいろ聞き合はせて見たが、まだはつきり解らない。あれは横浜の煙だつたと云ふ人があるが、或はさうであつたかも知れぬ」と、事実にはたどりつけないまま同時代のエッセーを終えている。

しかし、ここで重要なのは、雲の本当の原因は何であつたかではない。その時々において一時にせよ信じられた説明が、震災下の情報環境において次々と供給され、あるいは発明されたという事実である。

関東大地震は、穢積重遠の表現を借りれば「寢室街」に住んでいた住民を「街頭へゆすべり出し」、隣や向かいの人びと顔を合わせて「大変ですね、おけがはありませんか」に始まるコミュニケーションの回路を開いた。緊張に満ちた不安感を下敷きにして、普段はつきあいのない見知らない者とのコミュニケーションが始まる。第二次世界大戦の空襲下の日記などでも、空襲警報が鳴ると、見知らぬ者同士が誰からともなく話し始めるという記述が見えるが、それは和辻が外の道に出たり、踏切のところに行つたりした行動の周辺にも見られる。情報を求めたという以上に、自ら話すことで不安を紛らしていたとも解釈しうる。であればこそ、そうしたコミュニケーションは、じつは非常に断片化し、相互に矛盾するような情報を生み出し、流言を活性化す

る素材を供給しているのである。

解釈の生産者たち

第三に、生活拠点を失った避難者たちが多く生み出され、そうした人びとの不安に裏打ちされた理解や、知識の不足が流言伝達のプロセスに環流した。その環流というか乱反射も、災害下の流言を考える場合、無視できない論点である。上述の和辻のケースでは、それほど過激化したものに接続してはいかなかつたが、条件次第では集合的で狂暴なものにもなりうる。

家屋の崩壊によって、あるいは火災によって、街頭に放り出された人びとの不安が、流言の受容において果たした役割は大きい。鈴木淳『関東大震災』は、当時四四歳で銀行員であつた染川春彦（藍泉）の『震災日誌』から、同じ人間が日常時と非常時とで下す判断の違いについて触れている。すなわち、銀行員として日常の机の前にいた時の冷静な判断と、露天に座し線路脇に避難した街頭生活を経ての感情に惑わされた判断には、明らかな違いがあつた〔鈴木淳 2004:p.191-192〕。

地震それ自体が、予期できなかつた信じがたい出来事であつたが、火災についても人びとが適切な知識を有していたとはいえない。流言の主題の一つとなつた「放火」と「爆弾」については、大規模な火災に関する知識の無さから生まれたという要素も無視できないだろう。先に触れた和辻哲郎は、それまで知つていた火事はせいぜい二時間くらいで鎮火できるものであつて、一日かかつても消せない火事があるということなど想像することができなかつたと書いている〔和辻哲郎 1923:p.191〕。

そこに書かれている深川森下町の女性の話も、おそらくここにあつた普通の経験だろう。その女性は一日の最初の地震ではたいした火事を出さなかつたので、やれ良かつたと思い、出入りの職人がかけつけてき

た時など「明日にも屋根屋をよこして貰いたい」などと呑気な話をしたほどだつた。ところが「その内に電車通りの向ふから火が出た。火足が早いので、何一つ取り出すひまもなく」逃げることになつた。一度鎮火したり、焼け残つて安心していたといふに、また別のところから火が迫つてきて焼け落ちてしまう。こうした状況に対しても、誰かによる「放火」という説明がなされ、それが「原因」として状況理解にはめ込まれていく危険性は理解できる。

「爆弾」という話題の発生と流布も、おそらく「放火」と同じように、大火に対する知識のなさを背景にしている。延焼のさなかに多くの爆発音などがする」とない、ほとんどの人にとってまったく経験していないでござ」とだつた。先の状況のなかで和辻哲郎は、「大砲のような大きい爆音が三度ほど最初に南の方で聞こえた」とも、おそらくはどこのかの薬品の爆発であったそれを、その時はそんな理由などまったく想像できず、むしろ「自分にはそれが何かの合図のように思へた」[和辻哲郎 1923: p.191] とまで書いた。そうした「合図」の思いつきをもし誰かが口にして、聞いた人びとがそうかもしれないと共鳴すれば、いつたい誰の合図なのかといふ犯人さがしをめぐつて、まるで巨大な陰謀の一部であるかのような、説明作用をもつ流言が立ち上がる。工学博士の大島義清は専門家として「筆者の目撃したもので其の近傍の人は爆弾と騒いだものの、実は地下の瓦斯管の爆発であつたものが沢山にある」[内務省社会局編 1926: p.324] と証言している。

解釈の暴走と増殖

第四に、つまりは聞き手の想像力の過激化、読者の解釈の暴走ともいえるプロセスが、流言にはつきあう。そのあたりが、問題の現れ方を複雑にしている。これは、第一に触れた論点、すなわちの情報空間が断片の寄せ集めであること、時に矛盾するものも含ま

れていること、密接に関わっている。すなわち、足りない部分や欠落している情報を補うかのように、あるいは「認知的不協和」（ファイステインガー）を軽減して筋道だつた解釈を生み出すために、新しい話題がその「空白」に書き込まれていくのである。

その点では、しばしば民主主義的な流言論が暗黙のうちに仮定してしまったように、警察や軍などの統制主体だけが、流言のもととなる情報の生産者ではない。むしろ非常事態の生活者や、あるいは避難を余儀なくされた民衆もまた、流言のもととなる知識を生産していく。関東大震災のいくつかの記録が証言している「不穏記号」の流言は、この好例である。すなわち、町の路地の堀や、家の門柱などに白墨等で書いてある記号が、襲撃のための暗号であるというわざが起り、警察に通報された。しかし、実際には、牛乳や新聞の配達人あるいは汲み取り業者的心覚えのための記号であつた。すでに存在していた街角の落書きまがいの印が、特別の意味を担う「暗号」として浮かびあがつてきたのは、何よりもそこについて不安を抱え異変に怯える人びとが、普通の日常ではまつたく気にも止めなかつた事物にあらためて注目してしまい、新しい解釈を生み出したからである。

この話題について触れているのは、品川署の「不安に襲はれたる民衆は、疑心自ら暗鬼を生じて、牛乳・新聞の配達人、肥料汲取人等が心覚えの為に路次に記し置きたる符号をも、鮮人が放火・殺人又は毒薬の撒布を実行せんが為の目標なりと信じて」〔警視庁 1925: p.1233〕動搖したとの報告や、渋谷署の「同日〔三日〕の夜に及びては或は「鮮人が暴行を為すの牒符なり」とて種々の暗号を記したる紙片を提出し、或は元広尾附近に其牒符を記せるを見たりと事実を立証するものあり」、これも三日のものが四谷署の「便所の掃除人夫が備忘の為に、各路次内等に描ける記号をも、其形状に依りて爆弾の装置、毒薬の撒布、放火、殺人等に関する符徴なるべしとの宣伝」に接したなどの報告に現れている。その他、海軍法務局が記録している「朝鮮人関連

情報」[田中正敬・逢坂英明編 1997: p.103-104] や、赤羽火薬廠爆薬部から海軍省副官への報告でおそらく町内会からの通報をもとにしたもの「北区史編纂調査会編 1995: p.650】「田中正敬・逢坂英明編 1997: p.110」、内田良平の見聞「姜徳相・琴秉洞編 1963」などに、「いわば不穏な記号のことが触れられている。九月六日になって、警視庁宣伝隊が「門柱、板塀等に記せる符号に就て」という宣伝文を配布したのは、このタイプの流言に対処するためである。

しかしながら、われわれはこの話を現代ではありえない、ばかりかエピソードとして一蹴するわけにはいかない。というのも、図5に掲げたように、じつは現代においてもまた、同種の話題が静かな日常の奥でくりかえされている事実があるからである。

歴史をたぐり寄せる

第五の論点として、流言は人びとの潜在意識や無意識の層に抑えこまれているものを浮上させ、普段はあまり意識していない歴史のたぐり寄せる。ある意味で「精神分析」的であり、ある意味では「神話」論的でもあるこのような広がりもまた、単純な誤報論から見落とされがちな論点である。

たとえば「井戸」への毒薬の投入という話題は、もちろんライフラインとしての水の確保という切実な実際

◆シールによるマークイング例と推測される意味◆	
黒	男性 話を聞いてくれない 居留守 防犯対策をしている?など
白	女性 対応がよい 在宅 購入の可能性あり 無防備?など
赤	子供がいる 土日は休み 女性一人暮らしなど
黄	もうひと押しで買う 他社製品を使用 家族で住んでいるなど
金	熟年夫婦 資産あり 留守がちなど
銀	若夫婦 資金的にあまり余裕なし 専業主婦がいるなど
その他	枚数によって訪問回数を示したり、花やキャラクターを張ることもある
◆言ふ文字 数字によるマークイング例と推測される意味◆	
○	脈あり 購入済みなど
△	もうひと押し 情報不足?など
×	脈なし 近づかない方がよいなど
▽	訪問済み 断られたなど
SM	一人暮らしの男性
SW	一人暮らしの女性
SS	子供がいない夫婦 土日休など
C	夫婦(Dの場合もあり) 何かのランク?
B	赤ちゃんがいる 何かのランク?
918	9時から18時まで留守
20	20代 20日に訪問?
ヤ	暴力団関係者? ごわい人がいるなど

※使用者によって意味が違うため統一した意味ではなく、違った解釈の場合もある

図5 表札に張られたシールの意味をめぐって、あるマンションの管理組合から配布された「お知らせ」に掲載されていたもの。雑誌か夕刊紙のようなものからの転載だと思われるが、出所は不明である。

問題と関わっている。しかし、それほどには遠くない過去に存在した「コレラ」をめぐる記憶が動員されたと考えることも可能である。井戸水の消毒のために石灰を投入する方法が現実にあったが、明治一〇年代には「コレラ流行は医者や警官が井戸に毒薬を入れ、また患者の生き肝を投入したからだ」という流言によつて、千葉県の鴨川では医師が殺害される事件が起つた。水道が普及しつつある都市空間において、井戸がどのような位置にあつたのかについてはあらためて検証を要する論点だが、井戸の重要性が急に注目されたことは間違いない。

井戸と毒薬という話題の結合は、あるいは水を消毒する必要があるという知識の裏返しであつたかも知れない。また表2の二日一八時頃に聞知された「博物館の池の水の変色」「魚類の死」「井戸の変色」など、観察された具体的な異変を説明するものとして呼び出された可能性もある。災害時の避難所などにおける衛生消毒の必要は、実際に警備当局でも意識していたが、クロール石灰による消毒を計画するに際し、「井水消毒は時節柄鮮人問題と関連し民衆の誤解あるべきを虞れ、宣伝ビラを応用し、町会青年団等の応援に依り出来る限り理解に努めたり」[警視庁自警会 1923: p.60]と書いている。

表1および2の事例のなかに現れる「大本教」の流言も、ある意味では過去の知識のたぐり寄せである。和辻哲郎が「大本教は二三年前大地震を予言して幾分我々を不安に陥れたが」[和辻哲郎 1923: p.183]と前出のエッセーにおいて書いているように、教祖のお筆先の解釈から大正一年に当たる年の「建て替え」すなわちある種の破局と救済を予言した出口王仁三郎の話題は、報道などを通じて社会に広まつていた。何もなくその年その日が過ぎれば、この種の予言は忘れられてしまうが、共通の知識としては残り、大地震後の会話のなかで言及され、流言へ内容として流れこんでいった。

わらにもつと近い過去の知識の引用となるが、私は地震が起つる直前の九月一日朝の東京朝日新聞朝刊など

もまた、この流言空間の拡大において、素材となるものを提供していたのではないかと思う「佐藤健二 1995」。図6にその現物を引用したが、ここには「怪鮮人」「陰謀団」「水平社員」「騒ぐ」「巡査部長」「女を襲ふ」といった文字が踊っている。とりわけ注目に値するのは、「怪鮮人 三名捕はる 陰謀団の一昧か」という後に暴走することとなつた流言との関連を疑わせるような字面であり、「元巡査部長 女を襲ふ 被害者十数名」の記事のなかの「偽刑事が頻々と現はれ」という記述である。偽刑事の話題が、次に述べる警察官に変装したという論点と重なつていて、これが気にかかる。もちろん、一九七〇年代にフランスの地方都市オルレアンで起こつた女性誘拐の話のなかに動員された反ユダヤ人主義のテーマ「モラン 1980」と同じく、「不逞鮮人」「鮮人襲来」という話題のなかの民族差別や対立が、植民地体制や支配に根ざす歴史的な構造につながつていて、これを無視することはできない。しかしながら、雑誌記事がある神話的な原型を提示することで展開したオルレアンの女性誘拐のうわさが、女子高校生のおしゃべりにおいて増殖し発展していくことを考えると、このような新聞の「怪鮮人」の文字が不特定多数の読者に「きつかけ」を提供してしまつたことも考えられてよい。

都市の不安

第六に、流言増殖のメカニズムのなかで、都市における相互の異

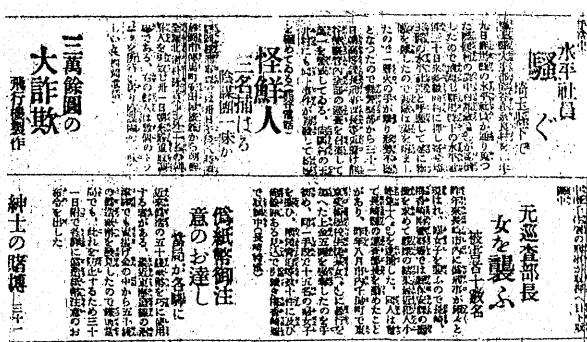


図6 『東京朝日新聞』1923年9月1日朝刊

質性が暴走してしまった局面にふたたび注目しておこう。それは、「変装」というテーマの流言への導入に象徴的に現れている。

表1によれば、四日になつて警察官への変装という話題が流言に現れる。表2と対応させてみると、それは二一時頃に下谷上野警察署にもたらされたもので「上野公園内及び焼残地なる、七軒町・茅町には、鮮人にして警察官に変装し、避難民を苦しめ居るを以て、警察官なりとして油断すべからず」という流言だつた。時刻不明ではあるが、じつはすでに一日の段階で本郷駒込署が「鮮人等は左袖裏に赤布を纏ひ、或は赤線を描けり。警察官は「や？」軍人に変装せり」という流言を認知しているので、実際にはもつと早くに発生していたのかもしない。「赤布」「赤線」という表象には、社会主義のイメージも掛け合わされていると思う。もちろん、表面的には朝鮮人の謀略や陰謀という主題を強調するものであるが、他面において、住民や避難民たちと警察および軍隊との懸隔というか、ある種の不信の関係を暗示する流言である点にも注意すべきであろう。どこかで住民や避難民たちが抱えている問題を、警察や軍隊といった当局が対応してくれていないという不満が、この流言には影を落としている。警察や軍隊への反感の表出としてみれば、第一次大戦中の流言などにも同じタイミングを見いだすことができる。

実際に警察官自身が、自警団から「誰何」を受け、身体検査されたりした事例もあつた。牛込の神楽坂警察署の報告には、「其日〔四日〕更に「鮮人等新宿方面巡査派出所を襲撃して官服を掠奪着用して暴行を為せり」との流言はるるや、更に警察官に対しても疑懼の情を懷き、制服巡査を道に要して身体の検索を為すものあり」と記されている。

しかし、「変装」という話題の導入がもつと悲劇的な方向へと展開したのは、これが見知らぬ他者に対する、無限に懷疑的になりうる回路を開いてしまったことである。軍人や警察官だけでなく、避難民を装つた、ある

いは日本人の振りをしたといった変形は、非常に容易である。ついには、都市空間のあちこちに簇生した自警団の「検問所」において、人びとは自分がいかに怪しいものではなく、害を与えるような存在ではないかを、容易には証明することができないような困難と直面することになった。

たとえば作家の生方敏郎は、四日の朝に自宅の様子を見るため避難先の郊外から市内に戻ると、いゝかしこで自警団の検問に捕まつた。「近道したいと思い小道に入ると、まもなく道をさえぎつて綱をひき、五六人木刀や槍、日本刀などものものしく持つて、自警しているのに引つかかりました。私は問わるるままに自分の住所姓名をつげて、そこは難なく通過しましたが、またその先々に閑所があるので。ようやく自分の家へたどりついて近所の人びとともに話し、用をたして、ふたたび郊外へ帰ろうとするとき、さつそく自警につかりました。まだ自分の家を出たばかりです。「あなたはどこへ行きます」「あなたはだれです」何人もが一度に言うので、私もちよつとまじつきました。私がへどもどしてようやく答えて、額の汗をふきながら、よくよく見ると、みな町内の知つた人たちですから、「いやあ、きみたちでしたか。えらい権幕で聞かれる、すっかりまじついたやつた」と言うと、なかの一人、荒物屋さんがマジメな顔で「いくらお知り合いのなかでも、きょうは別です」〔鶴見俊輔他 1962: p.71〕。このケースは「お知り合い」の笑い話で終わつたが、警察署の記録からも推察される通り、言葉がうまくしゃべれなかつたり、方言の強い人びとが尋問され、あるいは暴行された事例なども少なくなかつた。

凶暴化し無法化した自警団と、そうしたエスカレーションを起こさなかつた自警団との条件の違いは、これまでの研究において明らかにされてはいないが、重要な課題である。そのなかで、都市のもつ異質な人口集団という特質がいかに克服されたか、またされなかつたかが問われる必要があろう。

被災者の主体性

最後に深刻な被害や犯罪の問題に結びつかなかつたために、警視庁等々の治安部局の報告書には現れていな流言が証言する風景に触れておきたい。震災の写真を撮つていた新聞社のカメラマンなどが群衆に袋だたきにあつたといふわざである。マスメディアの報道が発達した今日においてこそ、議論されてよい論点を含んでいる。

写真家の三宅克己は、震災の直後に写真雑誌『カメラ』に載せた「天災勃発」[三宅克己 1923] によれば、ヤード、「丸の内で避難者の写真を写した者が、大勢に袋擲に遭ふたの見て來た」という友人からの「わざに触れている。また田中純一郎は『日本教育映画発達史』のなかで、日活の「関東大震災実況」という動画の撮影の際、「殺氣だつた罹災者の中には、ひとの難儀を見世物にするつもりかと喰つてかかる者もあり」[田中純一郎 1979: p.51] とこう態度に迎えられた事実を引用している。三宅克己自身も各地方から「名を救護に借りて、其実事変の見物に來たやうな心掛の」青年たちが、パールカメラなどを携帶して満員の乗合自動車などに割り込み「車窓より首を差し延べ、市中を眺めて「ア—素敵素敵」とか「愉快愉快」これは意外」だと、聞くにも堪へぬ遠慮なる方言を敢てする」光景に怒り、こうした輩こそ「暴利商人火事場泥棒にも増した不埒漢として、大いに懲戒す可き者」だと断じている[三宅克己 1923: p.514-515]。同様の感情は、和辻哲郎もまた、水筒と写真機を肩にかけて見物気分でいる紳士に「思はず撲りつけてやりたい衝動を感じた」「和辻哲郎 1923: p.202】と書く。

いには被災当事者としての主体的で積極的な生活感覚からの「ヤジ馬」批判があるわけだが、また今日においてはテレビをはじめとする、やまざまなマスメディアの報道姿勢の批判にも通じる論点が含まれているよう思う。

五 〈共〉の課題——「症候群」として読む

関東大震災における流言は、「朝鮮人」という他者の大量死の、悲劇的で間違った結果を引き起こしたが、ここで論じ得たのは、大都市化した東京の周辺で作用したメカニズムを中心として、である。避難民の鉄路や街道に沿った移動にともない、埼玉県や千葉県などの周辺部に情報が拡大して引き起こされた虐殺事件などについては、あるいは付け加えて論ずるべき別なコンテクストがあるかもしれない。ともあれ、この出来事の悲劇的な結果が、一九三〇年代から一九四〇年代にかけて、軍部や警察に流言管理の重要性という課題を自覚させたことは事実であろう。社会学者の清水幾太郎は一九三七年に『流言蜚語』という著作をまとめたが、その基礎にもおそらく清水の震災体験が置かれている。

私はしかし、最初で論じた困難にもういちど戻ることになるが、流言という現象それ自体のなかに、〈私〉の領域をはみだす〈共〉の水準での問題解決の〈行い〉が織り込まれていることを見逃してはならないと思う。震災後にあらためて注目された、今日でいえばNGOのような性格をもつ町内会も同じであるが、居住点での相互扶助の仕組みづくりと経験のなかに、私化し個室化して閉じられつつあつた都市の地域社会において、隣近所の空間へとその個室を開いていく公共性構築の力がはらまっていたことには、あらためて注目しておいてよいと思う。今日において問われるべきは、なぜその可能性が〈共〉のもつ広がりのままに発展していくことができなかつたのかである。

ここで明確な回答ができるわけではないが、こうした〈共〉の困難は、流言問題への対応としても急がれ、震災後に実用化し、やがてマスメディアの一時代をひらいていくラジオでも同じように現れてくる。ラジオという無線のメディアは、一九二〇年にアメリカにおいて放送が始まつたのを皮切りに、イギリス、

ドイツ、ソビエト、フランスなど一五か国すでに現実化していた。「新聞企業は、ラジオの持つ速報性・同時性というジャーナリズムとしてのすぐれた機能に注目し」、主要新聞社はそろつて「政府がラジオ放送について具体的な検討を始めた一九二二（大正一一）年」から、いつせいに、一般市民に対するラジオ情報の紹介や普及に乗り出していく」〔竹山昭子 2002: p.13〕。一九二三年に、上野公園で開催された平和記念東京博覧会では、会場の受信装置に京橋の朝日新聞社屋上からレコード音楽を送信する実験を行い、それが話題になつたことなど、その一例である。

竹山昭子によれば、関東大震災はまさにこうしたラジオというニューメディアへの関心が高まつていた最中の一九二三年九月に起こり、「人びとに『ラジオさえあれば流言飛語による人心の動搖を防げたであろう』といふ思いを起こさせ、放送事業開始の要望が急速に高まつていく」〔同上: p.15〕。東京放送局開始当初に常務理事となる新名直和が回想しているように〔同上: p.29〕、大震災の被害状況が無線で大阪に伝えられ、またアメリカへ伝えられた結果、救援物資がいち早く到来したことによつても、無線の有効性は印象づけられた。当時は「無線電話」と位置づけられていた「ラジオ」の事業開始要望の高まりを受け、放送事業民営の可能性すなわち〈私〉企業による経営を公式に確認する「放送用施設無線電話規則」が、一二月二一日に通信省から公布された、という。

しかしながら、一九二五（大正一四）年に日本でのラジオ放送が始まつたときには、放送局の運営の主導権は公益社団法人の主務官庁である通信省がにぎり、「放送内容はすべて監督官庁である通信省の統制のもとに置かれ、経営も組織も首脳人事も、通信省の了解なくしては運営できなかつた。（中略）日本のラジオは発足と同時に枠をはめられ、プログラムは新聞社の実験放送が持つっていた生氣を失い、硬直化したものとなつてしまつた」と評されるような、〈公〉主導の展開をみせるのである。

ラジオの社会史的研究（[水越伸 1993]など）が明らかにしているように、初期のラジオは受信装置というだけではなく、発信機能もまた技術開発や普及企画のなかに入れていた。その意味で「無線電話」という翻訳は、けつして的外れの誤訳ではなかつたのである。しかしながら同時代の評論家であつた室伏高信は、始まりたばかりのラジオ放送が作り上げる文化について、有線であつた電話の通信と比較し、その「命令的」で「独裁」の要素をはらむ「コレクチビズム（集団主義）」を鋭く批判してゐる。

欲するも欲せざるもの、そゝに声がある。その声は一方的である。すべての命令者のそれの「」に一方的である。ラジオの前にはすべての人びとは聴き手である。大衆は聴き手である。個人個人としての聴き手ではない。演説会場の場における聴き手の「」に一団としての聴き手である。しかもその聴き手はいつにでも脱退する「」とができる任意的聴き手ではない。（室伏高信「ラジオ文明の原理」改造、一九一五年七月 [鶴見俊輔編 1962: p.211]）

一方的で独占的ではあるが、同時にしかも広範囲に情報を流布させうる力は、震災で途絶した新聞を越えた大きな可能性であった。跋扈し、なかなか統制できなかつた流言に対し、正確な情報を同時に配布しうる無線の放送への期待は大きかつた。しかしながらメディアとしてのラジオは、文字による伝達のもう〈私〉性を保ちうる冷静な距離においてではなく、声による伝達は共鳴・共振の情緒的な共同性を基礎に、それまで存在しなかつた巨大な同一を〈公〉の主導のままに作り上げる危険性もあつた。「大本営発表」の構造的な問題は、マスメディアとしてのラジオの形態のなかに、すでにはらまれていたのである。そこにも、われわれはもういちど〈共〉の困難をみる」とがである。

人間社会の仕組みを考えるうえで、〈共〉の領域をいかに保持しあるいは創出していかは、大きな課題である。「社会」はじつは多くの社会学者が論じてきたほど、恒常的で永続的なものではなく、じつは壊れやすくて精密な相互性のシステムである。本格的な展開は別稿を必要とするが、枠組みとして使ってきた〈公〉〈共〉〈私〉を別な角度から整理すると、図7のような配置で描き出せるであろう。

一方に制度化し規範化していく〈公〉としての国家装置の領域があり、他方に〈私〉に局所化・個室化し分裂していく個人の領域がある。個人の領域に対する不介入の権利の獲得が、ある意味での民主主義の根拠であり、それが国家という制度システムの形成と、緊張をはらみつつも相互依存的に展開してきたのが、近代国民国家であつた。しかしながら、かつての「市民社会」論（個人の価値をあまりに普遍的、また固定的に設定する傾向があつた）とは異なり、公／私の分割や規範そのものが、つねに書き変えられているという立場から、ダイナミックに「社会」を考えなおす視角が登場しつつある。それは〈共〉の領域をいかに構想するかという問い合わせであり、いかなる形態において実現されているかをめぐる探求でもあるだろう。

本稿では流言に焦点をあてて、しばしば「誤報」や「偏見」や「群衆」の異常性として概括されがちであつ

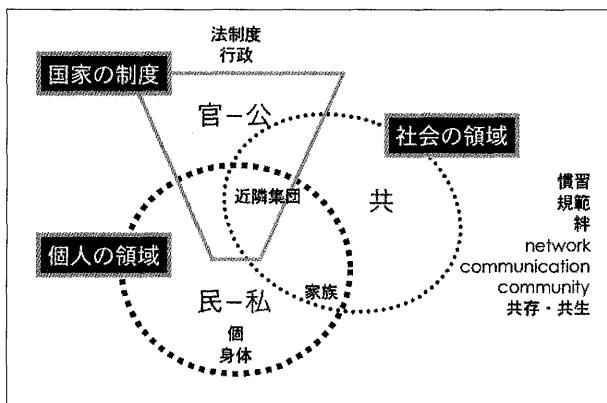


図7 公と共と私の関係

たなかに、その場に寄り添つて見なおすならば、〈私〉をはみ出さざるをえない問題解決の主体性があり、〈共〉の困難があることを論じてきた。あえて単純にいえば、流言は、信じられないばかりかげた異常心理の産物でも、偏見差別を病因とする疾患でもなく、日常的なコミュニケーションにも潜伏しているメカニズムが、災害等々の危機の状況において、にわかに活性化し増殖して現れた、いわば「症候群 syndrome」にほかならない。であればこそ、多岐にわたるかもしれない病因を、社会の日常の構造のなかに探っていく努力が必要である。本稿は、その一つの歴史的事例のケーススタディである。

表 1 警視庁編『大正大震火災誌』が記載する流言の事例（語句全部のそのままの引用ではなく、内容を損ねないでいどに略記している）

（語句全部のそのままの引用ではなく、内容を損ねないでいどに略記している）

三日	一〇時頃	二時頃	三時頃
・社会主義者と朝鮮人の放火多し	・「不逞鮮人」の米襲あるべし	・富士山に大爆発、今なお噴火中	・富士山に大爆発、今なお噴火中
・東京湾に猛烈な海嘯襲来する	・昨夜の火災は「不逞鮮人」の放火または爆弾の投擲	・東京湾に猛烈な海嘯襲来する	・東京湾に猛烈な海嘯襲来する
・更に大地震が来襲する	・朝鮮人中の暴徒が某神社に潜伏	・五時頃	・五時頃
・大本教徒密謀を企て數千名が上京の途上	・大本教徒密謀を企て數千名が上京の途上		
一四時頃	・市ヶ谷刑務所の解放囚人が都部に潜伏、夜に放火の企て		
・朝鮮人約三〇〇名神奈川で殺傷、略奪、放火。東京方面に襲来する	・朝鮮人約三〇〇名多摩川を涉って来襲、住民と鬭争中		
・横浜の大火は朝鮮人の放火。略奪、婦女暴行、焼殺。青年団や在郷軍人団が警察と協力して防止	・横浜方面より朝鮮人數十名ないし数百名、上京の途上		
・横浜方面より襲來の朝鮮人約二〇〇名、銃砲刀剣を携帯し、すでに六郷の鉄橋を渡る	・横浜方面より朝鮮人約二〇〇名、銃砲刀剣を携帯し、すでに六郷の鉄橋を渡る		
・軍隊は六郷河畔に機関銃を備え、朝鮮人の上京を遮断せんとし、在郷軍人や青年団が応援	・軍隊は六郷河畔に機関銃を備え、朝鮮人の上京を遮断せんとし、在郷軍人や青年団が応援		
・六郷河畔で軍隊に阻止された朝鮮人は、転じて矢口方面に向かつた	・六郷河畔で軍隊に阻止された朝鮮人は、転じて矢口方面に向かつた		
一五時頃	・雜司ヶ谷の○〇〇〇〇は向原〇〇〇〇方へ放火しようとし、現場で民衆により逮捕された		
一六時頃	・大塚火薬庫襲撃目的の朝鮮人、いままさにその付近に密集せんとする		
・朝鮮人原町田に来襲し、青年団と鬭争中	・朝鮮人原町田に来襲し、青年団と鬭争中		
・原町田来襲の朝鮮人二〇〇名は、相原片倉村を侵し、農家を掠め婦女殺害	・原町田来襲の朝鮮人二〇〇名は、相原片倉村を侵し、農家を掠め婦女殺害		
・朝鮮人二三〇〇名横浜方面より溝の口に入つて放火、多摩川二子の渡しを越え、多摩河原に進撃中	・朝鮮人二三〇〇名横浜方面より溝の口に入つて放火、多摩川二子の渡しを越え、多摩河原に進撃中		
・朝鮮人自黒火薬庫を襲う	・朝鮮人自黒火薬庫を襲う		
・朝鮮人鶴見方面で婦女を殺害	・朝鮮人鶴見方面で婦女を殺害		
一七時頃	・朝鮮人一一〇余名寺島署管内四ツ木橋付近に集まり、海嘯来ると連呼しつつ凶器で暴行、あるいは放火する者あり		
・戸塚方面より多数民衆に追跡された朝鮮人某は、大塚電車終点付近の井戸に毒薬を投入	・戸塚方面より多数民衆に追跡された朝鮮人某は、大塚電車終点付近の井戸に毒薬を投入		

四日	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮人數百名、亀戸署管内にちん入し暴行中 ○一時頃 ・朝鮮人約二〇〇名、本所向島方面より大日本紡績株式会社および墨田駅を襲撃 ○四時頃 ・朝鮮人數百名、本郷湯島方面より上野公園に来襲するので、谷中方面に避難せよ。荷物などは持ち去る必要なく、後日富豪より分配する 一〇時頃 ・兵士約三〇名、朝鮮人暴動鎮圧のため月島に赴いた 一五時頃 ・朝鮮人、警察署より解放されたならば、速やかにこれを捕らえて殺戮すべし 一八時頃 ・青年団員が取り押さえて警察署に同行した朝鮮人は、即時釈放された 二二時頃 ・朝鮮人、市内の井戸に毒薬を投入 ・上野公園および焼け残り地域内には、警察官に変装した朝鮮人がいるので注意すべし
三日	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮人約二〇〇名、品川署管内仙台坂に襲来し、刃をかざして掠奪を行い、自警團と鬭争中 ・朝鮮人約二〇〇名、中野署管内雜色方面より代々幡に進撃中 ・代々木上原方面において朝鮮人約六〇名が暴動 一九時頃

表2—1 『大正大震火災誌』の各警察署からの流言の報告（時刻記載があるもののみ）

一日	「海賊將に來らんとす」（日本橋・久松）
一四時頃	「六時頃 管内に接近せる芝区三田三光町衛生材料廠の火災は將に之と相隣れる陸軍火薬庫に及ばんとす、火薬庫にして若し爆発せむか其一方里は慘害を被るべきを以て速やかに避難せざるべからず」（渋谷）
一八時頃	「鮮人放火の流言管内に起り」（王子）
二〇時頃	「鮮人襲来の流言初めて管内に伝わり」（芝・愛宕） 「戸塚町字上戸塚に放火せるものあり」（流橋戸塚）
二一日	「鮮人暴行の流言管内に伝わりし」（小石川）
一〇五時頃	「強震の再襲あるべし」（小石川・富坂）
一〇時頃	「土官学校前に「午後二時強震あり、不逞鮮人襲来すべし」との貼紙」（牛込・神楽坂／四谷）
一時頃	「不逞鮮人等の放火・毒物撒布又は爆弾を所持せり」（牛込・早稲田）
二時頃	「一名の男本署に來り「昨日下町方面に於ける火災の大部分は不逞鮮人の放火に原因せるものなれば、速に在郷軍人をして其警戒に当らしめよ」と迫りし」（牛込・早稲田）
二時頃	「今回の火災は鮮人と主義者の放火に基因するものなり」（流橋）
二時頃	「鮮人等は市内各所に於て放火せるのみならず、今や都部に來りて其挙に出でたり」（中野）
二時頃	「早稲田に於て鮮人四名が放火せるを發見せしが其内二名は戸山ヶ原より大久保方面に遁入せり」（流橋）
二時頃	「海賊襲来す」（本所・相生）
一四時頃	「不逞鮮人等暴行を為し、或は將に兵器廠を襲撃せんとするの計画あり」（小石川・大塚）
一四時頃	「鮮人暴挙の流言伝はりて」（本郷・本富士）
一四時頃	「鮮人は毒薬を井戸に投じたり」（本郷・駒込）
一四時頃	「市ヶ谷刑務所の解放囚人は山の手及び都部に潛在し、夜に入るを待つて放火の企画あり」（品川大輪）
一四時三〇分頃	「東京・横浜方面の火災は主として不逞鮮人の放火に因れり」（府中）

「横浜の大火は不逞鮮人の放火に原因するもの多く、而して彼等は團結して到る所に掠奪を恣にし、婦女を姦め、残存の建物を焼き尽さんとするが如く、暴虐甚しきを以て同市の青年団・在郷軍人等は県警察部と協力して防護中なり、彼等の集団は數一〇名乃至數一〇〇名にして、漸次上京の途に在るもの如く、神奈川・川崎・鶴見等各町村の住民を擧げて警戒に從へり」（品川）

「鮮人約二三〇〇名、或は銃を携へ或は白刃を持って横浜方面より東京に向はんとする」（品川）

「鮮人約二〇〇〇名は既に六郷の鉄橋を渡れり」（品川）

「軍隊は鮮人の入京を防がんが為に六郷川岸に機関銃を備へ、在郷軍人・青年団員の多数亦出動して之を応援せり」（品川）

「軍隊の為に六郷川に於て阻止せられたる鮮人は更に矢口・玉川方面に向へり」（品川）

「東京・横浜に於ける火災は概ね鮮人と社会主义者とが共謀して爆弾を投じたる結果なり」（品川）

「牛乳新聞の配達人・肥料汲取人等が心覚えの為に路次に記し置きたる符号をも、鮮人が放火殺人又は毒薬の散布を実行せんが為の目標なりと信じて、益々動搖する」（品川）

「一六時頃」

「鮮人の放火団体は、青山方面に襲来すべし」（赤坂・青山）

「再び強震あるべし」（赤坂・青山）

「鮮人暴行の流言新に起る」（日本橋・久慈）

「約三〇〇名の不逞鮮人南千住方面にて暴行し、今や將に浅草觀音堂並に新谷町の焼残地に放火せんとす」（浅草・象潟）

「鮮人數一〇〇名横浜方面より東京に向ふの途上、神奈川県鶴見方面に於て暴行を極め、或は毒物を井戸に撒布し、或は放火掠奪を為せり」（大森）

「鮮人約二〇〇〇余名、世田谷管内に於て暴行を為し、今や將に管内に來らんとす」（渋谷）

「多數の鮮人原町田方面に襲来し、同地の青年団及び在郷軍人等と鬭争中なり」（八王子）

「原町田方面より来る鮮人約二五〇名は相原町を侵したる後更に片倉村に入り婦女を殺害せり」（八王子）

「鮮人二〇〇余名原町田方面より由木村方面に進撃せんとす」（八王子）

「鮮人約四〇名七生村より大和田橋附近に來り青年団と鬭争を開き、銃声頻に聞ゆ」（八王子）

「一六時三〇分頃」

「不逞鮮人等大挙して大崎方面より襲来せんとす」（芝・高輪）

「伝馬町一丁目の某は鮮人なりとの誤解の下に、同二丁目に於て某の為に狙撃せられ、重傷を負ふに至れり」（四谷）

「不逞鮮人約二三〇〇名神奈川県溝の口方面を焼き払ひて既に玉川村三子の渡を越へたり」（世田谷）

「一七時頃」

「不逞鮮人暴挙を企つとの流言」（麻布・六本木）

「不逞鮮人等四ツ木橋附近に集合し、他の暴行を為さんとす」（寺島）

「東京に於て暴行せる鮮人數一〇〇名は更に郡部を焼払ふ目的をもつて各所に放火し、將に管内に來らんとす」（府中）

「強震再襲すべし」（青梅）

「小林某は、鮮人と誤解せられ、白金台町に於て群衆の為將に危害を加へられるとするを知り、其鮮人にあらざるを戒諭して之を救護せり」（芝・高輪）

「自動車運転手の訴へに依れば鮮人約二〇〇余名神奈川県寺尾山方面に於て殺傷・掠奪・放火等の暴行を行ひ、漸次東京方面に向へるもの如し」（品川）

「川崎」

〔鮮人約三〇〇〇余名既に多摩川に涉り、洗足村及び中延附近に来襲し、今や暴行を為しつつあり〕（品川大崎）

〔多数鮮人は社会主義者と相提携して八王子市を襲ひ、更に大挙して管内に侵入せんとす〕（青梅五日市）

〔一八時頃〕

〔本署員の日比谷公園に出動するや、鮮人暴動の流言しきりに行はれ〕（神田・錦町）

〔予てより、密謀を成せる鮮人等は、今回の震災に乘じて、東京市の全滅を企て、放火又は爆弾に依りて火災を起させしめ、且毒薬を飲料水、菓子等に混入して、市民の殺戮を期せり〕（下谷・上野）

〔上野精養軒前井戸の変色したるは毒物投入の為なり〕（下谷・上野）

〔博物館の池の水変色して、魚類皆死せり〕（下谷・上野）

〔上野広小路松坂屋呉服店に爆弾を投じたる鮮人二名を現場に於て逮捕したるに、一〇〇円紙幣一枚を所持せり、蓋し社会主義者の給せるものに係る〕

〔下谷・上野〕

〔松坂屋は、鮮人の投弾に因りて消失せり、上野駅に於ても亦二名の鮮人が麦酒瓶に入れたる石油を濺げて放火せるを、駅員に発見されて撲殺せら

れたり〕（下谷・上野）

〔中野署管内字雜色方面より代々幡町方面に向ひて不逞鮮人約一〇〇名襲撃中なり〕（淀橋）

〔代々木上原の方面に於て鮮人約六〇余名暴動を為しつつあり〕（淀橋）

〔鮮人数一〇名押島村に襲来せり〕（青梅）

〔鮮人の団体は八王子方面より福生村方面に向へり〕（青梅）

〔鮮人等爆弾を投じて各所を焼けり〕（青梅）

〔一八時二〇分頃〕

〔品川駅長の警告なりとて、「社会主義者と不逞鮮人とは相共謀して井戸に毒薬を投入せり」と伝ふるものあり〕（芝・高輪）

〔一九時頃〕

〔鮮人暴行の流言はるる〕（神田・西神田）

〔不逞鮮人等大挙して管内に襲来せんとす〕（赤坂・表町）

〔鮮人數一〇〇名管内に侵入して強盜、強姦、殺戮等暴行至らざる所なし〕（亀戸）

〔鮮人襲來の流言伝はる〕（府中田無分署）

〔鮮人三〇〇名駒橋方面より押し寄せす〕（本所・相生）

〔鮮人三〇〇名は高井戸・和泉村の各方面に襲来して暴動を為せり〕（中野）

〔不逞鮮人約三〇〇余名、既に南千住を襲て、勢力に乗じて特に管内を侵さんとす〕（千住）

〔一〇時頃〕

〔鮮人數一〇名門前仲町方面に襲来せり〕（深川・西平野）

〔鮮人が爆弾に依りて火災を起し、財物を掠め、婦女を辱め、或は毒薬を撒布する等暴虐到らざる所なし〕（深川・西平野）

〔清澄遊園の魚類の多く斃死せるは鮮人の毒物に因れり〕（深川・西平野）

〔二時頃〕

〔只今鮮人五〇名襲来す、警戒あれ〕（本所・相生）

三日

〇〇時頃
「飲料水中に毒を散布せり」（本所・向島）
講地町の油問屋船文七の倉庫に放火の計画あり（本所・向島）

〇一時頃
「鮮人約二〇〇名は本所向島方面より大日本紡績会社及び隅田川駅を襲撃せり」（南千住）

〇二時頃
「避難者の収容所たる大川邸を襲へり」（本所・向島）

既に寺島署管内大畠方面を掠めて漸次吾妻講地方より本署の管内へ襲来の途にあり」（本所・向島）

〇四時頃
「火災は容易に鎮滅せざるのみならず、多數の鮮人等、本郷湯島方面より將に此地に製米せんとす、速に谷中方面に避難せよ、家財等は携帯するの要なし、富豪より分配せしめんと。衆之を怪しみたる間に其姿を失ひしが、幾もなく再び凌雲橋方面に現れて、同じ意味の宣伝を為し、遂に警官に逮捕せら

れしが彼は社会主義者にして、紙幣六〇円と、巻煙草三個とを所持せり」（下谷・上野）

〇七〇八時頃
「鮮人放火の説漸く管内に喧伝せられ、大隊火薬庫襲撃の計画を為すものありとさへ称するに至る」（小石川・富坂）

〇一〇時三〇分頃
「鮮人等爆弾を携帯して放火・破壊・殺害掠奪等を行ひ、又毒薬を井戸に投するものあり」（京橋・月島）

軍隊約三〇名、鮮人逮捕の為に武装して管内に来れり」（京橋・月島）

一一時頃
「海嘯将に来らんとす」（本所・向島）

一二時頃
「地震の原因は富士山の爆発にあり」「東京湾沿岸に大海嘯ありて被害甚し」（小石川・富坂）
「大本教は今回の地震を予知し、既に其教書中に記せるのみならず、信者等は政府の圧迫を憚り、数一〇〇〇名相携へて上京の途にあり」等の流言起り
（小石川・富坂）
「放火人あり注意すべし」「大震は終熄せず、何時及び何時に何回あり。気象台警報」など記せる貼紙を電柱其他に為すものあり」（小石川・富坂）

一五時頃
「不逞鮮人等毒薬を水源地に散布せるが為、断水を為すの已むなきに至りしが、今や之の井戸にも投入し、或は飲食物に混入しつつあり、注意警戒を要す」

（小石川・富坂）
一八時頃
「不逞の徒各所に於て焼残れる金庫を破壊し、掠奪を行へり」（日本橋・掘留）
一八時三〇分頃
「大本教信者は爆弾を携帯し、数台の自動車に分乗して、將に帝都を襲はんとす」（赤坂・青山）
〇一時頃
「日本銀行本署詰問巡査より「暴徒等將に同行を襲ひて其金庫を破壊せんとすとの風評あり」との報告」（日本橋・掘留）

四日

「日本銀行本署詰問巡査より「暴徒等將に同行を襲ひて其金庫を破壊せんとすとの風評あり」との報告」（日本橋・掘留）

五 日	<p>一一時頃 「上野公園内及び焼残地なる、七軒町・茅町方面には、鮮人にして警察官に変装し、避難者を苦しめ居るを以て、警察官なりとて油断すべからず」（下谷・上野）</p> <p>一三時三〇分頃 「青山南五丁目裏通方面に方り、数箇所より警笛の起ると共に、銃声亦頻りに聞ゆるに至りて、鮮人の襲来と誤認し、一時騒擾を生じたり」（赤坂・青山）</p>
六 日	<p>〇九時頃 「外國駆逐艦東京湾に入港せり」「不審なる多数帆船」・二号地の沿岸に繫留せるあり」「外人一名発動機船に乗じて一号地沿岸に來たりしが其行動怪しむべし」（京橋・月島）</p> <p>一一時頃 「赤坂の某所に鮮人三人侵入したり」（四谷）</p>

表2-1-2 『大正大震火災誌』の各警察署からの流言の報告（時刻が不明のもの）

一日	<p>「同日薄暮、自ら本署に来りて保護を求め、或は、署員に依りて検束せる者等を合せて、支那人一一名、鮮人四名、内地人五名を収容せり」夕刻（神田・外神田）</p> <p>「流言蜚語の始めて管内に伝播せらるる」（神田・外神田）</p>
二日	<p>「鮮人は東京市の全滅を期して爆弾を投せるのみならず、更に毒薬を使用して殺害を企つ」（巢鴨）</p> <p>「鮮人放火の流言始めて起る」未明（流橋・戸塚）</p>
三日	<p>「九月二日前、士官学校の壇場に「午後一時強震あり」「不逞鮮人來襲すべし」との貼紙を為すものあり」午前（四谷）</p> <p>「鮮人等は東京全市を焦土たらしめんとし、將に今夜を期して焼残地たる山の手方面の民家に放火せんとする」午後（牛込・早稲田）</p> <p>「鮮人暴行の蜚語最も盛にして、午後（板橋）</p> <p>「不逞鮮人等横浜方面より襲来し、或は爆弾を以て放火し、或は毒薬を井戸に投じて殺害を図れり」午後（四谷）</p> <p>「鮮人暴行の流言始めて伝はる」夕刻（麹町・日比谷）</p> <p>「同日〔二日〕の夕刻、帝大教授某理学博士を鮮人と誤認し、明治神宮表参道入口附近に於て、將に危害を加へんとするを、署員の救護に依り、辛うじて之を免れしめたる」夕刻（赤坂・青山）</p> <p>「北町五丁目なる某家の押入中に放火せる鮮人ありとの急告に依りて、之を調査せしに、羅紗洋服地布片の焼け残りを発見せり、蓋し、同人が火災時に外出せる折、火気を防がんが為に拾得し来るものにして、其臭氣を嗅ぎたる附近の民衆は、之を出火と速断し、軽て又鮮人の放火なりと誤りたる」夕刻（赤坂・青山）</p> <p>「鮮人等は爆弾を以て火災を起し、毒薬を井戸に投じて殺害を計れるのみならず、或は財物を掠め、或は婦女を姦する等、暴行甚しきものあり」夕刻（浅草・南元町）</p> <p>「鮮人襲来」夕刻（本所・相生）</p> <p>「鮮人が麥災に乗じて放火・掠奪・強姦等の暴行を逞くせり」夕刻（本所・向島）</p> <p>「其夜〔二日夜〕品川方面より管内に来れる果は、鮮人と誤解せられ、所謂自警團員の包囲する所となり、危急に陥りしかば、署員之を保護せんとしたるに、却て団員の激怒を買ひ、重傷を負ふに至り、遂に武器の使用に依りて、漸く其目的を達せるが如き事変をも生ぜし」夜（芝・愛宕）</p> <p>「夜に入るに及び、下谷池ノ端七軒町は既に猛火の襲ふ所なり、今や将に根津八重垣町に於て其威を揮へり、管内は到底全焼を免れざるべし」との流言（本郷・駒込）</p> <p>「鮮人等は赤布を纏ひ、或は赤線を描けり。警察官は軍人に変装せり。鮮人の婦人は妊婦を装ひ、腹部に爆弾を隠匿せり」夜（本郷・駒込）</p> <p>「蜚語益々盛にして、放火・爆弾・毒薬等の説、紛々として起る」（芝・愛宕）</p> <p>「社会主義者が帝都の混亂に乗じ、電車の車庫を焼毀せんとするの計画あり」（巢鴨）</p> <p>「二日以降に至りては、毒薬の撒布、爆弾の投擲、殺人、掠奪等あらゆる暴行の状態を伝えたり」（王子）</p> <p>「鮮人が放火掠奪或は毒薬を撒布せり」屋（下谷坂本）</p> <p>「九月三日の夕、鮮人に対する流言始めて喧伝せらる、即ち「大森・品川又は横浜方面より製米せるもの二〇〇〇人に達す」「三〇〇〇人乃至五〇〇〇人の鮮人管内に製米せんとして今や將に其途上にあり」「管内各所は既に鮮人等潜入して強盗・殺人又は毒薬を井戸に投する等の暴行中なり」など」夕刻（麻布・鳥居坂）</p>

表3 一九〇九年五月の「災害時下殺傷事犯」一覧

所轄署	日	時刻	場所	罪名	事実概要		検挙人數	被害者人數	処理顛末	原順番
					事件	原因				
王子	九月一日	○九時	西新井村本不河出川金次郎方外十戸及上尾久南足立郡花畠村字一近	殺人強盗窃盜詐欺	日本刀及棍棒を以て全治二ヶ月を要する重傷を加ふ	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	七	一九	一〇月五日送致	034 001
千住	九月一日	一二時	橋附近	殺人未遂	不逞鮮人と誤信し棍棒玄能窓口等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	二	一	九月七日送致	043 002
寺島	九月二日	一七時	吾嬬町	傷害	不逞鮮人と誤信し棍棒玄能窓口等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	一〇月三日	054 003
大崎	九月二日	一七時頃	大崎町桐谷星製糞会社付近	殺人未遂	不逞鮮人と誤信し棍棒玄能窓口等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	四	一	一〇月二日	020 004
大崎	九月二日	一七時頃	府下平塚村下蛇窪六九	傷害	不逞鮮人と誤信し棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	五	一	一〇月六日	022 005
大森	九月二日	一七時頃	一先路上	傷害	不逞鮮人と誤信し棍棒を以て傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	五	一	一〇月九日	024 006
世田谷	九月二日	一七時頃	府下池上村路上	傷害	不逞鮮人と誤信し棍棒を以て傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	三	一	一〇月十九日	025 007
品川	九月二日	一七時三〇分	世田谷町太子堂電車軌道内	殺人	猩銃を以て射殺す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	令状執行	
品川	九月二日	一七時三〇分	品川町南品川一先路上	傷害致死	鮮人と誤信し傷害死に致す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	送致	
大崎	九月二日	一七時三〇分	府下平塚村下蛇窪三三	傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	令状執行	
品川	九月二日	一八時	六先路上	殺人未遂	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	六	一	一〇月二六日	019 009
品川	九月二日	一八時	被害者家裏通	傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	令状執行	
大崎	九月二日	一八時	府下平塚村二八八先路	殺人未遂	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	四	一	一〇月二十四日	017 010
大崎	九月二日	一八時	上	傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	六	一	不起訴	
大森	九月二日	一八時頃	府下平塚村二八八先路	殺人未遂	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	一〇月二六日	018 011
大森	九月二日	一八時頃	先路上	傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	令状執行	
府中	九月二日	一九時	府下池上村路上	傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	令状執行	
寺島	九月二日	一九時	千歳村鳥山	殺人並傷害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	送致	
殺人	一	一五	鷺口、日本刀、竹槍、棍棒を以て殴打し一名を殺害す	殺害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	023 013	
殺人	一	一七	鉄棒にて撲殺す	殺害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	一〇月七日より一月三五日までに令状執行	075 014
殺人	一	一五	令状執行	殺害	不逞鮮人と誤信し木劍棍棒等を以て殴打傷害す	通行中の被害者を誰何し日本刀にて傷害す	一	一	一〇月一〇日	057 015

龜戸	九月一日	二〇時	府下吾妻町龜戸鉄道	傷害	櫻棒にて臀部を傷害す	一	一	一〇月五日	065	016
龜戸	九月一日	二〇時	吾嬬町小村井一、五七先	殺人	竹槍を以て殴打死に至らしむ	四	二	一〇月二八日	073	017
品川	九月一日	二〇時三〇分	大井町一二八五先路	殺人	不逞鮮人と誤信し日本刀を以て殺害す	一	一	一〇月二三日	016	018
水上	九月一日	二二時	府下小松川町下平井平井橋上河筋	殺人	被害者が糞尿船に依り避難し来れるを鮮人と誤信し帆立棒等を以て撲殺す	一	一	令状執行		
龜戸	九月一日	二二時	吾嬬町葛西川六一七先	殺人	不逞鮮人なりと誤信し鉄棒にて殴打即死せしむ	一	一	一〇月五日	送致	013 019
龜戸	九月一日	二二時	吾嬬町龜戸二七六先	殺人	殺人未遂	一	一	一〇月七日	067	020
龜戸	九月一日	二二時	府下龜戸三二五先	殺人	水中に溺れたる被害者に獣銃を発射したるも命中不明	一	一	一〇月五日	069	021
中野	九月一日	二二時頃	府下高井戸村下高井戸路上	傷害	通行中を傷害す	一	一	一〇月七日	072	022
龜戸	九月一日	二四時	吾嬬町葛西川八八五先	殺人	鮮人と誤認し殴打死に至らしむ	一	一	一〇月八日	026	023
品川	九月一日	一	府下大井町一七三六路	殺人	鮮人と誤信し日本刀を以て殺害す	一	一	一〇月七日	068	024
寺島	九月三日	〇〇時	南葛飾郡大畑荒川放水路河川堤下	殺人	殴打し全治十日間を要する傷害を加ふ	一	一	九月五日送致	014	025
千住	九月三日	〇一時二〇分	千住町大橋北詰に於て	傷害	鮮人と誤認し手拳を以て頭部其他を斬殺	一	一	一〇月一〇日	046	026
寺島	九月三日	〇三時	吾嬬町木下放水路側地	殺人	隠れ居たるを日本刀にて斬殺す	一	一	令状執行		
寺島	九月三日	〇三時	吾嬬町木下放水路側地	殺人	サベルにて斬殺す	一	一	一〇月一八日	058	028
寺島	九月三日	〇三時	吾嬬町木下放水路側地	殺人	日本刀にて斬殺す	一	一	一〇月二八日	059	029
寺島	九月三日	〇三時	吾嬬町木下放水路側地	殺人	匕首を持ち逃げ来るを日本刀を以て斬殺す	一	一	一〇月二七日	060	030
寺島	九月三日	未明	吾嬬町木下放水路側地	殺人	令状執行			055	031	

龜戸	九月三日	〇五時	吾嬬町龜戸二三九先	傷害		斧を以て頭部に切創を負はず、足部をピストルを以て狙撃したるを	一 一 一	一〇月五日 一〇月十九日 一〇月十九日	066 061 061	032 033 033
寺島	九月三日	〇六時	吾嬬町上大畠沿岸	殺人	他の多数人が死に至らしむ	群衆に打倒され居るを日本刀を以て	一 一 一	令状執行 令状執行 令状執行	050 050 050	034 034 034
寺島	九月三日	〇七一一二時	府下吾嬬町木下曳舟通	殺人	斬殺す	角材竹檜瓦を以て殴打死に至らしむ	六 三	一〇月一〇日 一〇月一九日	074 074	035 035
龜戸	九月三日	〇七時	吾嬬町小村井一、一五	殺人		殺人	一 一	令状執行 不罰	053 053	036 036
寺島	九月三日	〇八時	荒川放水路堤下	殺人	殴殺す	殴殺す	一 一	一〇月一〇日 一〇月一九日	052 052	037 037
寺島	九月三日	〇九時	寺島町玉ノ井	殺人	殴殺す	殴殺す	四 六	令状執行 令状執行	051 051	039 039
寺島	九月三日	一一時頃	白鬚橋上	殺人	殴殺す	殴殺す	一 一	一〇月一九日 一〇月九日	048 048	038 038
寺島	九月三日	一一時頃	寺島町玉ノ井	殺人並傷害	殴打死に至らしむに以て殴打死に至らしむ	殴打死に至らしむに以て殴打死に至らしむ	一 一	一〇月一九日 一月九日	027 027	040 040
渋谷	九月三日	一一時	府下渋谷一七八二先道	殺人未遂	殺人未遂	殺意を以て傷害を加ふ	一 一	送致		
寺島	九月三日	一二時	路	殺人	群衆に乱打され打倒され虫の息となり居るを咽喉及び首を以て突き刺し死に至らしむ	群衆に乱打され打倒され虫の息となり居るを咽喉及び首を以て突き刺し死に至らしむ	一 一	一〇月一九日 一月九日	049 049	041 041
寺島	九月三日	一二時	寺島町玉ノ井	殺人			一 一	一〇月一九日 一月九日	062 062	042 042
寺島	九月三日	一二時	府下寺島町玉ノ井	殺人	杉丸太にて撲殺す	杉丸太にて撲殺す	一 一	令状執行 令状執行	043 043	043 043
寺島	九月三日	一二時	府下寺島町玉ノ井	殺人	槍を以て刺殺せらるる被告之を否認す	槍を以て刺殺せらるる被告之を否認す	一 一	不起訴 令状執行	043 043	043 043
麹町	九月三日	一四時三〇分	麹町区永田町二ノ一六	殺人	不逞鮮人と誤信し日本刀にて殺害す	不逞鮮人と誤信し日本刀にて殺害す	一 一	九月五日 一〇月一四日	002 002	044 044
龜戸	九月三日	一五時	龜戸町境橋附近	殺人及殺人未遂	石・棍棒、日本刀にて殺傷す	石・棍棒、日本刀にて殺傷す	三 六	令状執行 令状執行	064 064	045 045
千住	九月三日	一七時	千住町二ノ八八一先道	殺人未遂	被害者が鮮人を警察署に同行中之を	被害者が鮮人を警察署に同行中之を	一 一	送致	071 071	046 046
寺島	九月三日	一八時	府下隅田町大倉牛乳点	傷害	以上を要する重傷を加ふ	以上を要する重傷を加ふ	一 一	一〇月一〇日 一〇月一〇日	036 056	047 048
				日本刀にて傷害す	日本刀にて傷害す	日本刀にて傷害す		令状執行		

日本堤	九月三日	一九時	浅草区今戸町三五先	傷害	日本刀及棍棒を以て重傷を加ふ	一	一	一一月一四日	012	049
龜戸	九月三日	一九時	吾嬬町大畑五一〇先	殺人	棍棒にて殴打殺害す	一	一	一〇月五日	070	050
三田	九月三日	一一時	芝区日ノ出町七先	殺人	鮮人を隠匿したりと憤り日本刀にて殺害す	一	一	令状執行	003	051
四谷	九月三日	一一時	四谷区塙町二七先	傷害	鮮人と誤信し日本刀を以て傷害す	一	一	九月一二日	008	052
象潟	九月三日	一一時	地飛行館前	殺人	鮮人と誤信し殺害す	一	一	一〇月一七日	011	053
三田	九月三日	一一時頃	浅草区新谷町一四楽天	殺人	鮮人と誤信し殺害す	一	一	令状執行	011	053
巣鴨	九月三日	一一時頃	東京市河港課芝浦出張所庫内	殺人	潜伏し居たるを日本刀にて殺害す	一	一	一〇月一〇日	005	054
千住	九月三日	一一時一〇分	巣鴨町巣鴨橋際	毀棄傷害	指揮刀木剣竹槍棍棒等を以て傷害を加へ自動車を破壊す	一	一	送致	028	055
千住	九月三日	一一時頃	南足立郡西新井村与野に五二先道路	殺人	棍棒銃弾を以て殺害す	一	一	一〇月一四日	028	055
三田	九月三日	一一時	東京市河港課芝浦出張所倉庫内	殺人及び横領強盜	殺人を以て殺害す	一	一	令状執行	041	056
千住	九月三日	一一時	府下南綾瀬村柳原一六	殺人未遂	人一人潜伏し居たるを以て、鮮人を隠匿したりと稱し、南浜橋の欄干に縛り、短刀棍棒等を以て殺害し及び懷中より金三十五円を奪取 ⁹	一	一	九月七日	006	057
千住	九月三日	一一時頃	千住町二丁目道路に於て	殺人	日本刀及棍棒を以て全治一ヶ月を要する重傷を加ふ	四	一	一〇月一〇日	042	058
龜戸	九月三日	一四時	吾妻町請地鉄道線路付	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す	六	一	送致	037	059
鳥居坂	九月四日	○一時	芝区三田小山町小山橋河中	殺人	被害者が発作的に精神に異状を来し河中に投身自殺を図りたるもの死にきれず、流に泳ぎ居たるを鮮人と誤信し河中に飛込み日本刀を以て殺害す	一	一	令状執行	063	060

巢鴨		九月四日		○一時頃		被害者宅		殺人		不逞鮮人が潜伏し居れりと附近の者が騒ぐや被害者を不逞鮮人と誤信して射殺す		九月七日	
千住	九月四日	○二時		九三〇先	南足立郡江北村麗浜	殺人		七	一	一〇月八日	044	063	
千住	九月四日	○八時頃		府下南綾瀬村柳原	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		二	一	一〇月二一日	038	064	
千住	九月四日	○九時三〇分		一四七田甫中	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		二	一	令状執行	039	065	
王子	九月四日	一一時		南足立郡綾瀬村	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		一	送致	一〇月二一日	035	066	
麹町	九月四日	一二時		南千住字通新町巡査派 派出所付近	殺人	巡査の保護中なる被害者を日本刀を以て殺害す		一	一〇月一六日	001	067		
三田	九月四日	一二時		本教本部付近路上	傷害及び暴行	日本刀棍棒を以て殺害す		三	送致	一〇月二一日	004	068	
千住	九月四日	一二時		芝区日ノ出町七先	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		一	九月二二日	令状執行	040	069	
千住	九月四日	一二時三〇分		芝区日ノ出町七先	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		一	九月二二日	一〇月一〇日	046	069	
千住	九月四日	一五時頃		南足立郡花畠町字一近	殺害	日本刀棍棒を以て殺害す		一〇	九月二二日	一〇月一〇日	040	069	
千住	九月四日	一五時頃		橋	殺人	日本刀棍棒を以て殺害す		五	九月二二日	一〇月一〇日	040	069	
千住	九月四日	一五時頃		巢鴨中学校前附近	殺害	日本刀棍棒を以て殺害す		一	九月二二日	一〇月一〇日	040	069	
駒込	九月四日	二一時		本郷区駒込肴町路上	殺人未遂	被害者を鮮人なりと称して日本刀にて上肢に斬りつく		一	九月二二日	令状執行	030	070	
坂本	九月四日	二二時		下谷区二輪町一一五先	殺人	被害者を鮮人なりと称して日本刀にて上肢に斬りつく		三	九月二二日	令状執行	009	071	
坂本	九月四日	二二時		路上	殺人	被害者を鮮人なりと称して日本刀にて上肢に斬りつく		四	九月二二日	令状執行	010	072	
王子	九月五日	二四時頃		西巣鴨町字向原二四一 六先	傷害	被害者を偽軍人なり又は社会主義者なりと称し、巡査之を偽軍人にあらざることを立証したる為、鳶口其他を以て軍人及巡査に重軽傷を負はしむ		六	九月二二日	送致	031	073	
巣鴨	九月五日	二四時頃		西巣鴨町池袋一先道路	傷害	被害者を偽軍人なり又は社会主義者なりと称し、巡査之を偽軍人にあらざることを立証したる為、鳶口其他を以て軍人及巡査に重軽傷を負はしむ		二	九月二二日	憲兵隊に移牒令	031	073	
巣鴨	九月五日	二四時頃		被害者宅	強盗及恐喝	棍棒を以て脅迫し米其他価格百六十六円の物を強奪す		一	九月二二日	送致	033	074	
巣鴨	九月五日	二四時頃		被害者宅	殴打負傷せしむ	醉気に乗じ附近に警戒中の被害者を		三	九月二二日	032	075		

原資料は『大正大震火災誌』(警視庁、1925)の「災害時下殺傷事犯調査表」P.591-602で、発生の時間順に並べ替えた。

表4 各警察署管内における流言発生の認知

表5 警察・戒厳司令部等からの指示・掲示・貼付・散布（流言蜚語関係のみ）

宣伝文の内容	発信者	備考
九月一日 中央気象台の報告に依れば今後大地震無し、火災は漸次鎮静しつつあり 中央気象台の報告に依れば東京湾内に於て海嘯の虞なき見込 新聞記事に就ては人心の不安を増大さるる如き風説は努めて避けられ、是を安定せしむ各種の事情 は努めて連報を期せられ候様、徹底的に御配慮を相願度	警視庁 内務省警保局 懇談書	謄写版ビラ 各五〇〇枚、 一七時三〇分
九月二日 不逞者取締に関する件 災害時に乘じ放火其他狂暴なる行動に出つるもの無きを保せず、現に流橋、大塚等に於て検挙したる向 あり。就ては此際之等不逞者に対する取締を嚴にして警戒上運算なきを期せらるべし 若し不穢の徒あらば署員を沿道に配置して撃滅すべし 署員を散乱せしめず、要所に集中して之に備ふべき…	警視庁 各署宛命令 警視庁 個別署宛命令	一七時頃
九月三日 不逞鮮人の妄動の噂盛なるも、右は多くは事実相違し訛伝に過ぎず、鮮人の大部分は順良なるものに付 隨りに之を迫害し、暴行を加ふる等無之様注意せられ度し 急告	警視庁 警視庁宣伝隊 警視庁 個別署宛命令	一八時過ぎ 〇六時頃
九月四日 昨日來一部不逞鮮人のも同ありたるも、今や嚴重なる警戒に依り其跡を絶ち鮮人の大部分は順良にして 何等凶行を演ずる者無之に付溢りに之を迫害し暴行を加ふる等無之様注意せられ度。又不穢の点あり と認むる場合は速に軍隊警察官に通告せられ度し	警視庁	宣伝文の二 謄写版二枚、 一七時頃
九月五日 朝鮮人の妄動に関する事は虚伝に亘る事を極めて多く、非常の災害は依り人心昂奮の際、如斯の虚説の伝 播は徒に社会不安を增大するものなるを以て、朝鮮人にに関する記事は特に慎重に御考慮の上、一切掲 載せざる様御配慮相願度、尚今後如上の記事あるに於ては発売頒布を禁止せらるる趣に候條御注意相 成度 現在の状況に鑑み、特に左の諸件に注意するを要す。	警視庁 警視庁宣伝隊 警視庁 警視庁宣伝隊 宣伝文の七	宣伝ビラ三万枚 謄写版二枚、 一七時頃
九月六日 今回の大災害に依り最も必要な物資に付ては計画円満に進行し、既に市民各位に対する配給を着々実行 しつつあり、此際最も重大なるは人心の平静を得るにあるを以て不逞鮮人の暴動、強震の再来等の風 説に惑ふことなく、軍隊警察に事の眞否を質し、平静裡に行動せられんことを望む	警視庁宣伝隊	宣伝文の五
九月五日夜より鼠賊の潜入を防ぐ為、警察と軍隊と協力し市内外の各要所に検問所を設け、一々通行人 を査問し、嚴重なる警戒を加ふることとなりたるを以て、一般民衆は可成夜間は戸外に出でざる様せ られたし		

九月五日

関東戒嚴司令官令第^二号
軍隊の増加に伴ひ、警備完備するに至れり、依つて左の事を命令す。

一 自警の為團体若くは個人毎に所要の警戒方法を執りあるものは予め最寄警備隊憲兵又は警察官に届出其指示を受くべし

二 戒嚴地域内に於ける通行人に対する誰何、検問は軍隊憲兵及び警察官に限り之を行ふものとす
三 軍隊憲兵又は警察官憲より許可あるに非ざれば地方自警団及一般人民は武器又は凶器の携帶を許さず

今次の震災に乘じ一部不逞鮮人の妄動ありとして鮮人に對し頗る不快の感を抱く者ありと聞く。鮮人の所為若し不穏に亘るに於ては速に取締の軍隊又は警察官に通告して其処置に俟つべきものなるに民衆自ら濫りに鮮人に迫害を加ふるが如きことは固より曰鮮同化の根本主義に背戾するのみならず又外國に報せられて決して好ましきことにあるらず

九月六日 門柱、板塀等に記せる符合に就て

12 2(B) 1(B) 1(B) ○ W. ケ ラ リ ○ ミ ル

先日來客所の門柱板塀等に右の如き符合を記しあるを以て鮮人の不正行為の暗号ならむと、一般のもの非常に不安の念を抱き居たるところ、当戸に於て調査の結果右は中央清潔会社の人夫等が得意先の心

覚へ及便所所在地の方向、個数等の符合に用ひたるものなること判明せり

青年団諸君

未會有の大災害に際し各位が連日連夜能く警備の任務に服し奮闘努力せられたるは感謝に堪へざる処なり。

幸ひ軍隊の出動と警官の充実と共に伴ひ漸く秩序恢復の努力に就くを得たる。且つ鮮人の襲来或は大震災の再来等種々の風評ありも調査多くは全く根拠なき流言蜚語なることと判明したるを以て各位は須らく意を安じて冷靜に秩序の維持に助力せられることを切望して已ます

此の張揚は別に新に恐るべき事柄が起つた為ではない。罹災者が次第に此の地方に入り込むに従ひ色々の虚報流言が行はれ、人心を不安にする事があるとの取締ると、…

地方民は決して流言に迷はざることなく、避難民は地方民に対し不都合の行動を探ることなく、何れも地方政府、警察官吏、警察官が直接して平時の如く居着いて、軍隊の厄介になる様な事をしてはいけない

二、戒厳令を令せられても、直接の取締は警察官が之に任ずるのであることを忘れてはいけない

有りもせぬ事を言い触らすと处罚されます

朝鮮人の凶暴や、大地震が再来する、囚人が脱監したなどと言伝へて处罚されたものは多數あります

時節柄皆様注意して下さい

本七日左の緊急勅令が出来ました

出版、通信其他何等の方法を以てする事を問はず、暴行、騒擾其他生命、財産、身体に危害を及ぼすべき犯罪を扇動し、安寧秩序を紊乱する目的を以て治安を害する事項を流布し、又は人心を惑乱する目的を以て、流言浮説を爲したるものは十年以下の懲役、若くは禁固、又は三千円以下の罰金に处罚

九月七日 附則 本令は公布の日より之を施行す

警視庁宣伝隊

宣伝文の一六

内閣告諭

第一号

警視庁宣伝隊

宣伝文の一七

内閣告諭

第一号

内閣告諭

宣伝文の一八

内閣告諭

宣伝文の一九

九月七日

◎夜間交通禁止は虚報

関東戒厳司令部
情報部戒嚴司令部
情報第一号

出典：『大正大震火災誌』警視庁、1923、『関東大震災の治安回顧』法務府特別審査局、1949、『関東大震災政府陸海軍關係史料一巻 政府・戒嚴令關係史料』日本経済評論社、1997

■引用参考文献リスト（刊行年）

- 自警会 1923 『自警』第五卷第五一号、自警会
- 田中比左良 1923 「竹槍さわぎ」『主婦之友』第七卷第一〇号、主婦之友社
- 三宅兒二 1923 「天災勃發」『カメラ』一〇月号、アルス
- 和辻哲郎 1923 「地異印象記」『思想』第二五号、岩波書店
- 警視庁自警会 1923 『自警』第五卷第五一号（一一月号）、警視庁自警会雑誌部
- 土田杏村 1924 『流言』小西書店
- 穂積重遠 1924 「町会の自治制」『町会規約要領』東京市役所
- 警視庁編 1925 『大正大震火災誌』警視庁
- 内務省社会局編 1926 『大正震災志』上、内務省社会局
- 吉河光貞 1949 『関東大震災の治安回顧』法務府特別審査局
- オルボート・ボスマーハ 1952 『デマの心理学』岩波書店
- 警視庁警部部、陸上自衛隊東部方面総監部編 1962 『大震災対策資料』警視庁警備部
- 鶴見俊輔ほか編 1962 『日本の百年 五 震災にゆく』筑摩書房
- 姜徳相、琴秉洞編 1963 『現代史資料 六 関東大震災と朝鮮人』みすず書房
- 田中純一郎 1979 『日本教育映画発達史』蝸牛社

- エドガール・モラス 1980『オルレアンのうわさ 第二版』みすず書房
- タモツ・シブタニ 1985『流言と社会』東京創元社
- 水越伸 1993『メディアの生成』同文館
- 北区史編纂調査会編 1995『北区史 資料編 現代』 東京都北区
- 佐藤健一 1995『流言蜚語』有信堂高文社
- 田崎公司、坂本昇編 1997『関東大震災政府陸海軍関係史料』II巻『陸軍関係史料』日本経済新聞社
- 田中正敬、逢坂英明編 1997『関東大震災政府陸海軍関係史料』III巻『海軍関係史料』日本経済新聞社
- 佐藤健一 2001『情報への疎外』『日本文学』第五〇巻第四号、日本文学協会
- 竹山昭子 2002『ラジオの時代』世界思想社
- 鈴木淳 2004『関東大震災』ちくま新書。

(エドガル・けんじ 東京大学文学部教授)

A Study of the Rumor During the Great Kantô Earthquake

Kenji Satô

In this article, I expounded the actual circumstances of the rumor in the Great Kantô Earthquake of 1923, and the fundamental mechanism of its outgrowth. The reason why I focused on the rumor in this disaster from the viewpoint of Death and Life Studies (DALS) is that it had brought tragic “unusual death”, which was described also as “forced death” or “unacceptable death”. This analysis portrayed the rumor as a complicated composition of “the private” “the communal” and “the official”.

It is extremely difficult to distinguish between information and rumor in the midst of emergency, therefore, the rumor is the very object of unawareness and it is prone to be covered up after the people recognized that it was a rumor. Also it is hard to control, and difficult to track its trail. Especially in the historical case, the shortage of detailed records and the limitation of fresh inquiries make the study of rumor arduous. In this article, I analyzed the compilation of bureaucratic reports entitled “Taishô Daishin Kasai Shi (大正大震火災誌)”, and edited the various tables of analysis which enable us to consider the atmosphere and the situation of the day.

Based on these tables, I discussed when the rumors germinated and then inactivated, and at what point in time the proliferation peaked. I also depicted that the shortage of information in the urbanized local area, the incoherent and topical conjecture in each situation, and the fatal innocence concerning inconceivable conflagration had all played important contributory roles prior to the emergence

and spread of the rumor. However, as could be seen in the case of “disquiet signs on the walls”, the imagination of hearers who lived in the city was another trigger of proliferation, and they sometimes recalled the fragments of memories and reinterpreted them at their discretion. Among those rumors, the issue of “disguising” made the hearers overly incredulous and also violent.

In conclusion, the rumor is a “syndrome” which is rooted in the quotidian communication, not formed as the irrational reaction of prejudiced actors but a resultant of the collective effort of resolving their matters in hand. I pointed out the subtle possibility of “the communal” existing in such rumors. In the construction of a human society, “the communal” sphere is essentially important, however it is fragile and laborious to sustain. We have to decipher the rumor in detail as a multi-layered complex of “the private” “the communal” and “the official”.